

独立行政法人日本貿易保険 2015年度事業報告書

1. 国民の皆様へ

貿易保険は、企業の貿易・投資といった対外取引において避けることのできないリスクを、国の信用力と交渉力に基づく中長期の収支相償メカニズムで救済する保険です。日本企業の国際競争力の確保や、日本経済の発展に必要な資源の確保の上で必要不可欠な制度となっております。

経済危機や戦争などで一度に巨額の保険金支払いを迫られる可能性等に備え、諸外国においても貿易保険は国の事業として行われています。我が国の貿易保険の事業運営は、独立行政法人日本貿易保険 (Nippon Export and Investment Insurance ‘NEXI’)にてお客様からの保険料収入により賄われておりますが、我が国企業が安心して海外事業を展開するためには、高い信用力を有する国の関与は欠かせません。保険金支払後の債権回収においても、当該リスクの性格上、主にパリクラブ(主要債権国会議)等の政府間交渉の場を通じて長期間にわたって行われるため、制度の維持には、国の外交力と交渉力が不可欠です。

NEXI は、約 65 年間にわたり政府(経済産業省)が実施してきた貿易保険事業を引き継ぎ、2001 年 4 月の設立以来、お客様中心主義に立ちサービスの向上と業務の効率化に努めてまいりました。

2015 年度は、アジア地域が潜在力を開花させ、21 世紀の世界経済をけん引する成長センターとなることを目指した「質の高いインフラパートナーシップ」を政府が発表し、引き続き我が国企業が海外のインフラ案件を受注するための後押しが行われました。

これを受け、NEXI においても各種施策を発表したほか、電力・通信等のインフラ事業、航空機・船舶等の交通分野、農水産事業、中堅・中小企業の輸出・海外進出等、我が国産業の重点的戦略分野を積極的に支援してまいりました。

2015 年度の NEXI の保険引受実績は、前年度比 23%減の 7.8 兆円となりました。これは主に、資源価格低迷等の影響を受け資源開発分野等における大型のプロジェクトの引受が減少したことによるものです。これに合わせて、正味保険料収入も前年度比 28%減の 125 億円となりました。保険金支払いに関しては、ベネズエラ国の非常危険事故に対する支払が増加したことから、前年度比 622%の増加となりました。引き続き事業費及び一般管理費の削減に努めた結果、経常利益 62 億円を計上しました。特別損益は、NEXI 創設時の被出資債権(保険代位債権)に関する利息収入及び評価額の見直し等により、320 億円の黒字となりました。以上により、当期利益は 382 億円となりました。

2015 年 7 月に貿易保険法が改正され、NEXI は 2017 年 4 月より 100%政府出資の特殊会社に移行すること、及び貿易再保険特別会計が廃止されることが決定しました。NEXI では、株式会社日本貿易保険の設立に向けて、新たな機関設計やガバナンス態勢の構築、特別会計の資産や負債の継承等、様々な準備を進めています。今後は、特殊会社化に向け、万全の体制で準備作業を仕上げて参ります。

経済のグローバル化が進展するとともに国際ビジネス環境の不確実性が高まる中、

国家が企業を後押しして官民一体となり国際競争を勝ち抜こうとする動きが強まっています。また、かかる状況の下、我が国の輸出信用機関である NEXI への期待は一層高まっています。NEXI は、今後とも、国の政策実施機関として、多様化するビジネスニーズに即した、質の高い貿易保険サービスを安定的かつ効率的に提供していくことに、全力を尽くしてまいります。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

独立行政法人日本貿易保険は、対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に実施することを目的としております。(貿易保険法第5条)

② 業務内容

当法人は、貿易保険法第5条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- 一. 貿易保険法第3章の規定による貿易保険の事業を行うこと。
- 二. 上記業務に附帯する業務を行うこと。
- 三. 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。
- 四. 貿易保険法第4章の規定による政府を相手方とする再保険のほか、貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、貿易保険法により日本貿易保険が負う保険責任につき再保険を行うこと。

③ 沿革

1999年 7月 独立行政法人通則法成立

1999年12月 貿易保険法等の一部を改正する法律成立

2001年 4月 独立行政法人日本貿易保険 設立

(参考)

1950年 3月 輸出信用保険法(現 貿易保険法)成立

以降、貿易保険事業は2001年3月末まで経済産業省にて運営。

④ 設立根拠法

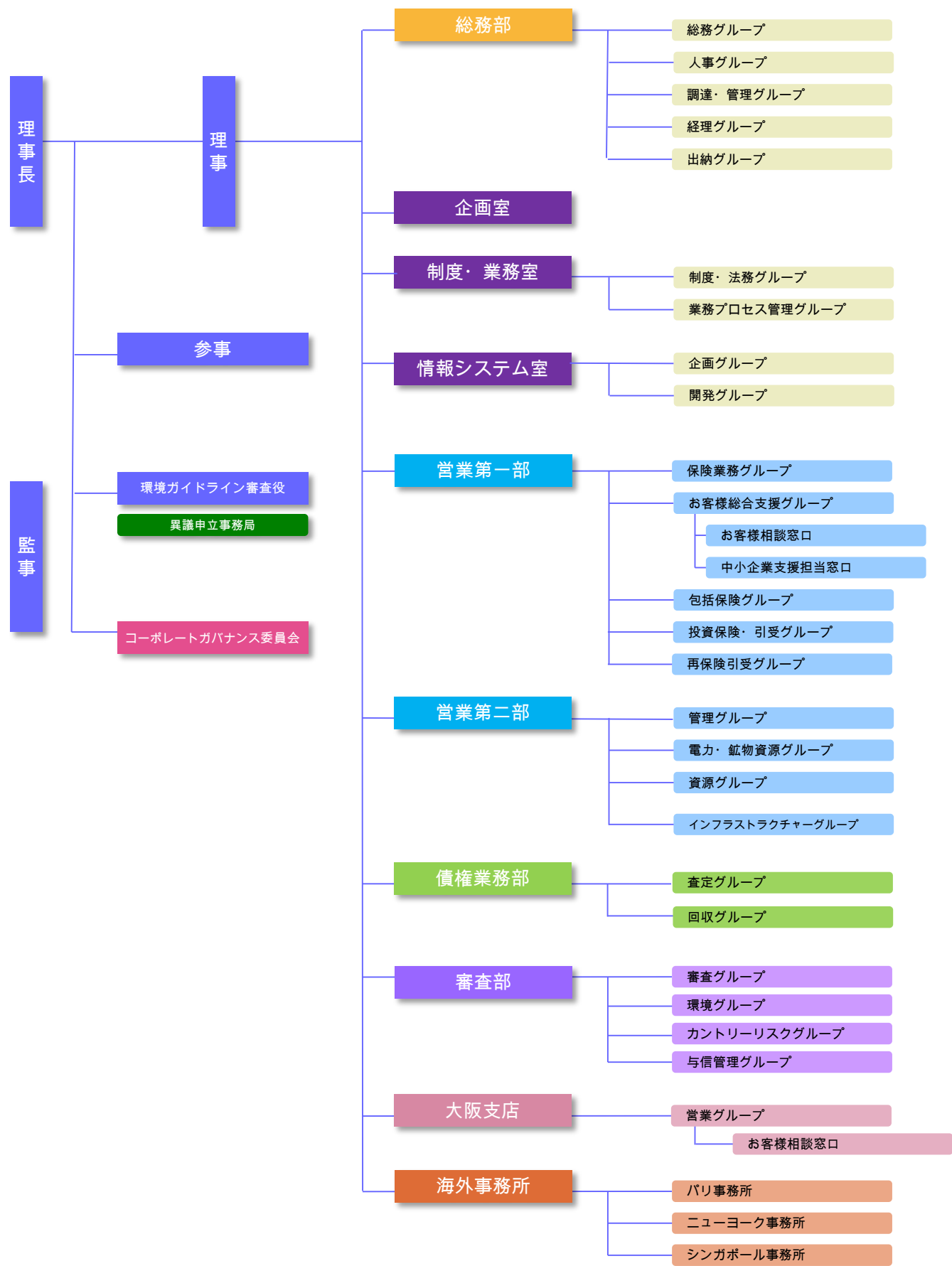
独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)

貿易保険法(昭和25年法律第67号)

⑤ 主務大臣(主務省所管課等)

経済産業大臣(経済産業省貿易経済協力局貿易保険課)

NEXIの組織図 (2016年4月現在)



(2) 本社・支社等の住所

本店東京都千代田区西神田3－8－1 千代田ファーストビル東館3階

大阪支店大阪府大阪市中央区北浜3－1－22

あいおいニッセイ同和損保淀屋橋ビル8階

(3) 資本金の状況

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	104,352	－	－	104,352
資本金合計	104,352	－	－	104,352

(4) 役員の状況

役職	氏名 (生年月日)	任期	担当	略歴	
理事長	板東 一彦 (1954年3月10日生)	自 2015年4月1日 (再任) 至 2017年3月31日		1977年4月 1992年6月 2003年7月 2006年1月 2007年7月 2010年6月 2013年4月	通商産業省入省 ジェトロニューヨーク貿易保険事務所長 独立行政法人日本貿易保険総務部長 大臣官房審議官 中小企業金融公庫理事 株式会社日本政策金融公庫専務取締役 独立行政法人日本貿易保険理事長
理事	小泉 哲哉 (1959年9月22日生)	自 2015年4月1日 至 2017年3月31日	営業第一部 お客様総合 支援グルー プ、大阪支 店	1983年4月 2005年6月 2008年4月 2011年4月 2014年4月	株式会社東京銀行入行 株式会社東京三菱銀行ハンプルク出張所長 独立行政法人日本貿易保険審査部次長 独立行政法人日本貿易保険審査部長 独立行政法人日本貿易保険大阪支店長
理事	小山 智 (1962年5月17日生)	自 2015年4月1日 至 2017年3月31日	営業第一部 (お客様総合 支援グルー プを除く)、 営業第二部	1986年4月 2000年6月 2003年7月 2005年9月 2006年10月	通商産業省入省 熊本県商工観光労働部次長 大臣官房参事官(国会担当) 日本貿易振興機構企画部企画調整課長 商務情報政策局商務課長

			(管理グループを除く)	2009年7月 2011年7月 2012年8月 2015年4月	貿易経済協力局通商金融・経済協力課長 大臣官房参事官(商務流通グループ・総合調整担当) 独立行政法人日本貿易保険・パリ事務所長 独立行政法人日本貿易保険理事
理事	上原 忠春 (1955年4月21日生)	自 2015年8月1日 至 2017年3月31日	総務部経理グループ	1979年4月 2004年10月 2007年7月 2008年6月 2009年7月 2011年6月 2012年6月 2015年4月 2015年8月	東京海上火災保険株式会社入社 株式会社ミレアホールディングス経営企画部長 株式会社ミレアホールディングス海外事業企画部長 東京海上日動火災保険株式会社欧ア中東担当部長兼ロンドン首席駐在員 東京海上日動火災保険株式会社理事欧ア中東担当部長兼ロンドン首席駐在員 東京海上日動火災保険株式会社執行役員欧ア中東担当部長兼ロンドン首席駐在員 東京海上ホールディングス株式会社常務執行役員 独立行政法人日本貿易保険総括参事役 独立行政法人日本貿易保険理事
監事 (常勤)	大岩 武史 (1952年12月7日生)	自 2015年4月1日 (再任) 至 2017年3月31日		1976年4月 2001年4月 2004年12月 2007年6月 2010年6月 2011年1月 2011年4月	安田火災海上保険株式会社入社 安田火災海上保険株式会社企業商品業務部長 株式会社損害保険ジャパン国際企画部長 株式会社損害保険ジャパン取締役常務執行役員 株式会社損害保険ジャパン取締役専務執行役員 株式会社損害保険ジャパン取締役副社長執行役員 独立行政法人日本貿易保険監事
監事 (非常勤)	翁 百合 (1960年3月25日生)	自 2015年4月1日 至 2017年3月31日		1984年 1992年 1994年 2000年 2003年 2006年 2014年 2014年 2015年	日本銀行入行 日本総合研究所調査部副主任研究員 日本総合研究所調査部主任研究員 日本総合研究所調査部主席研究員 株式会社産業再生機構取締役(非常勤)産業再生委員 日本総合研究所理事 日本総合研究所副理事長 慶應義塾大学特別招聘教授 独立行政法人日本貿易保険監事

(5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成28年1月1日において139人(前期比3人増加)であり、平均年齢は41.9歳(前年1月1日41.9歳)となっています。このうち、国からの出向者は10人、民間等からの出向者は13人です。

3. 簡潔に要約された財務諸表

① 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金	15,823	支払備金	1,383
有価証券	353,600	責任準備金	35,170
保険代位債権等	208,504	再保険借	6,699
未収収益	2,877	預り金	6
未収保険料	6,999	前受保険料	5,545
再保険貸	2,851	賞与引当金	121
固定資産	2,918	退職手当引当金	557
その他	910	その他	4,941
貸倒引当金	△ 140,197	負債合計	54,422
		(純資産の部)	
		資本金	104,352
		政府出資金	104,352
		資本剰余金	143,402
		利益剰余金	152,109
		純資産合計	399,863
資産合計	454,285	負債及び純資産合計	454,285

② 損益計算書

(単位:百万円)

	科目	金額
経常損益	経常収益 (A)	19,355
	保険引受収益	13,453
	資産運用収益	5,507
	その他	395
	経常費用 (B)	13,162
	保険引受費用	5,519
	為替差損	71
	事業費及び一般管理費	7,386
	人件費 (注)	1,519
	減価償却費等	665
	その他	5,202
	その他	186
	経常利益 (C=A-B)	6,193
損特別益別	特別利益 (被出資債権に関する利息収入等) (D)	32,686
	特別損失 (被出資債権に関する為替差損等) (E)	706
当期総利益 (C+D-E)		38,173

(注) 給与、賞与、法定福利費、賞与引当金繰入及び退職手当引当金繰入の合算額を表示

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	31,343
保険料収入	16,143
保険金の支払	△3,496
回収金による収入	14,644
人件費	△1,432
その他	5,484
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△27,942
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	-
IV 資金に係る換算差額(D)	△72
V 資金増加額(又は減少額) (E=A+B+C+D)	3,329
VI 資金期首残高(F)	12,494
VII 資金期末残高(G=E+F)	15,823

④ 行政サービス実施コスト計算書

(単位:百万円)

科目	金額
I 業務費用	△38,169
損益計算書上の費用	13,868
(控除)自己収入等	△52,037
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	—
III 損益外減損損失相当額	—
IV 損益外利息費用相当額	—
V 損益外除売却差額相当額	—
VI 引当外賞与見積額	—
VII 引当外退職手当増加見積額	7
VIII 機会費用	—
IX (控除)法人税等及び国庫納付額	—
X 行政サービス実施コスト	△38,162

■財務諸表の科目

①貸借対照表

財務諸表 注記V. 固有の表示科目の内容をご参照下さい。

②損益計算書

財務諸表 注記V. 固有の表示科目の内容をご参照下さい。

③キャッシュ・フロー計算書

業務活動による キャッシュ・フロー	貿易保険事業の通常業務実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入・支出、人件費支出等が該当
投資活動による キャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動による キャッシュ・フロー	ファイナンス・リースに係る支払等(該当なし)
資金に係る換算差額	外貨建資金に係る為替差額

④行政サービス実施コスト計算書

業務費用	日本貿易保険が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用
損益外減価償却相当額	償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額(該当する資産なし)
損益外減損損失相当額	日本貿易保険が中期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず生じた減損損失相当額(該当なし)
損益外利息費用相当額	償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の除却費用等に係る利息費用相当額(該当する資産なし)
損益外除売却差額相当額	通則法第46条の2又は第46条の3の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引のうち主務大臣が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額等相当額等(該当なし)
引当外賞与見積額	運営費交付金による賞与引当金見積額(該当なし)
引当外退職手当増加見積額	政府からの出向職員の退職手当増加見積額
機会費用	政府出資等の機会費用の見積額

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

- ① 財務諸表(損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書)の主なデータについて概況をご説明します。

(i) 2015年度決算の概況

(経常収益)

2015年度の経常収益は、19,355百万円を計上し、前年度比4,009百万円減(17.2%減)となりました。これは、海外事業貸付保険における大型のプロジェクトの保険引受が一段落したことにより、正味収入保険料が前年度比4,779百万円減(27.7%減)と大きく減少したものの、前年度は繰入計上した支払備金が当年度は戻入計上したこと等により、保険引受収益が前年度比3,828百万円減(22.2%減)、国債等による資産運用収益が同163百万円増(3.1%増)となったこと等によります。

(経常費用)

2015年度の経常費用は、13,162百万円を計上し、前年度比2,084百万円減(13.7%減)となりました。これは、ベネズエラ非常事故等により正味支払保険金が前年度比1,952百万円増(680.1%増)となったものの、支払備金残高の減少により前年度繰入から当年度は戻入に転じたこと、中長期案件の引受減少により未経過保険料である責任準備金の繰入が前年度比5,272百万円減(61.1%減)となったこと等により保険引受費用が前年同期比4,221百万円減(43.3%減)となったこと等によります。事業費及び一般管理費は、情報処理費関係が増加したことから前年度比1,987百万円増(36.8%増)となりました。

(経常利益)

2015年度は、経常収益19,355百万円から経常費用13,162百万円を差し引き、前年度比1,925百万円減(23.7%減)となる6,193百万円の経常利益を計上いたしました。

(特別利益/損失)

2015年度の特別利益は、被出資債権に関する利息収入及び貸倒引当金戻入により32,686百万円を計上し、前年度比15,506百万円増(90.3%増)となりました。特別損失は、前年度より為替差損の計上が多かったこと等により、706百万円を計上して前年度比664百万円増(1581.0%増)となりました。

(当期総利益)

以上の経常利益、特別利益及び特別損失から、2015年度は前年度比12,917百万円増(51.1%増)となる38,173百万円の当期総利益を計上いたしました。

(資産の部)

2015年度末現在の資産合計は、454,285百万円を計上し、前年度比39,668百万円増(9.6%増)となりました。これは、現金及び預金が前年度比31,671百万円減(66.7%減)、有価証券が同61,652百万円増(21.1%増)、保険代位債権が同2,791百万円減(1.3%減)、保険代位債権等の評価額が同9,946百万円増(1.3%増)となったこと等によります。

(負債の部)

2015年度末現在の負債合計は、54,422百万円を計上し、前年度比1,495百万円増(2.8%増)となりました。これは、支払備金が前年度比974百万円減(41.3%減)、責任準備金が前年度比3,363百万円増(10.6%増)、前受保険料が同1,168百万円減(17.4%減)等によります。

(純資産の部)

2015年度末現在の純資産合計は、399,863百万円を計上し、前年度比38,173百万円増(10.6%増)となりました。これは、当期総利益38,173百万円の計上によります。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)
2015年度の業務活動によるキャッシュ・フローは、31,343百万円を計上し、前年度比3,571百万円減となりました。これは保険料収入が少なかったこと、保険金支払が多かったこと等によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)
2015年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、△27,942百万円を計上し、前年度比3,795百万円増となりました。これは、有価証券の取得による支出が増加したこと等によります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)
2015年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、該当する取引がありませんでした。

(ii) 2011年度から2014年度までの決算の概況

(2011年度)
イラク等の債務返済が順調な被出資債権(保険代位債権等)の評価が上がったことにより、15,704百万円の貸倒引当金戻入額等を特別利益に計上した結果、26,605百万円の当期総利益を計上いたしました。

(2012年度)
大型の案件引受などにより保険料収入が堅調であったこと、ならびに前年度に引き続き被出資債権(保険代位債権等)の評価が上がったこと等による特別損益を12,022百万円計上した結果、20,426百万円の当期総利益を計上いたしました。

(2013年度)
保険料収入は堅調であったものの大型の保険金支払があったこと等により経常利益は6,905百万円を計上し、被出資債権(保険代位債権等)の評価益が前年度以前より少なかったこと等により特別利益が減少した結果、15,432百万円の当期総利益を計上いたしました。

(2014年度)
大型の案件引受により保険料収入が堅調であったこと等により経常利益は8,118百万円を計上し、被出資債権(保険代位債権等)の評価が上がったこと等による特別損益を17,138百万円計上した結果、25,256百万円の当期総利益を計上いたしました。

表 主要な財務データの経年比較 (単位: 百万円)

区分	前中期計画期間	当中期計画期間			
	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
経常収益	16,240	16,866	14,241	23,364	19,355
経常費用	7,234	8,462	7,336	15,246	13,162
経常利益(損失)	9,006	8,404	6,905	8,118	6,193
特別利益	20,006	12,024	8,687	17,180	32,686
特別損失	2,407	2	161	42	706
当期総利益(総損失)	26,605	20,426	15,432	25,256	38,173
資産	371,754	368,664	373,557	414,617	454,285
負債	41,450	47,662	37,123	52,927	54,422
純資産	330,304	321,002	336,433	361,690	399,863
うち利益剰余金(積立金)	85,294	73,248	88,679	113,936	152,109
業務活動によるキャッシュ・フロー	10,236	△3,448	20,586	34,914	31,343
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,235	3,933	△22,477	△31,737	△27,942
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	-	-
資金期末残高	10,441	10,937	9,101	12,494	15,823

② セグメント事業損益の経年比較・分析(内容・増減理由)
該当なし

③ セグメント総資産の経年比較・分析(内容・増減理由)
該当なし

④ 目的積立金の申請、取崩内容等
該当なし

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析(内容・増減理由)

2015年度の行政サービス実施コストは、前年度△24,834百万円から△38,162百万円にコストが減少いたしました。これは、当期総利益が前年度から増加したこと等によります。

表4 行政サービス実施コストの経年比較 (単位:百万円)

区分	前中期計画期間	当中期計画期間			
	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
業務費用	△26,600	△20,421	△15,427	△25,252	△38,169
うち損益計算書上の費用	9,641	8,464	7,496	15,288	13,868
うち自己収入	△36,241	△28,885	△22,923	△40,540	△52,037
損益外減価償却累計額	-	-	-	-	-
損益外減損損失相当額	-	-	-	-	-
引当外賞与見積額	-	-	-	-	-
引当外退職給付増加見積額	30	22	33	1	7
機会費用	1,028	584	668	417	-
(控除)法人税等及び国庫納付金	-	-	-	-	-
行政サービス実施コスト	△25,543	△19,815	△14,726	△24,834	△38,162

(2) 施設等投資の状況(重要なもの)
該当なし

(3) 予算・決算の状況

(単位:百万円)

区分	前中期計画期間		当中期計画期間								
	2011年度		2012年度		2013年度		2014年度		2015年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入	53,372	77,016	84,981	90,142	56,406	67,004	54,399	78,958	92,341	88,494	決算報告書をご参照下さい。
業務収入	14,112	14,320	18,766	15,239	18,241	13,703	17,866	23,157	17,491	18,381	
被出資債権からの回収金	14,357	1,379	6,036	10,034	7,491	11,367	7,695	15,201	7,619	14,619	
有価証券の償還	12,500	48,914	49,738	54,428	19,737	30,997	19,737	31,499	19,737	8,000	
短期借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
前年度繰越金	12,403	12,403	10,441	10,441	10,937	10,937	9,101	9,101	47,494	47,494	
支出	53,372	77,016	84,981	90,142	56,406	67,004	54,399	78,959	92,341	88,494	
業務支出	18,301	5,787	56,728	37,410	25,340	6,181	25,390	5,045	25,347	7,614	
投資支出	1,270	46	1,106	449	2,111	546	1,094	736	1,785	3,136	
有価証券の取得	12,500	61,165	-	50,053	-	52,879	-	27,500	-	69,806	
短期借入金返済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の支出	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	
翌年度繰越金	21,299	10,441	27,147	10,937	28,955	9,101	27,915	47,494	65,209	15,823	
予算差異	-	△423	-	△8,707	-	△1,704	-	△1,816	-	△7,885	

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

当法人においては、当中期目標期間の業務費を、第三期中期目標期間において削減を達成した水準以下とすることを目標としています。また、一般管理費については、当中期目標期間中、2011年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行うことを目標としています。この目標を達成するため、調達方法の見直しや、システム保守費用削減等の措置を講じています。

(単位:百万円)

区分	前中期目標期間終了年度		当中期目標期間	
	金額	比率	2015年度	
			金額	比率
業務費	4,061	100%	3,907	96.2%
一般管理費	560	100%	514	91.8%

(注1) システム開発関連経費、特別会計改革・独法改革などの制度改革に伴う経費及びこれに向けた準備に必要な経費、日本再生の基本戦略を踏まえた法改正に伴う経費、中期目標期間中に新たに政策上必要が生じたため追加・拡充される施策に伴う経費は、上記の効率化指標となる業務費及び一般管理費の算出からは除いています。

(注2) 一般管理費とは、役員及び総務部のシステム部門を除く一般管理部門の人件費・賃借料・業務委託費・外国旅費など管理業務に係る経費です。

(注3) 前中期目標期間終了年度の金額(基準値)は、(注1)及び(注2)に則って算出した、2011年度の実績(業務費)及び見込み(一般管理費)です。

5. 事業の説明

(1) 財源構造

当法人は、貿易保険事業の実施による、保険料収入及び支払保険金の回収金収入を財源として運営しております。また、被出資財産(保険代位債権等)の回収金については、これを国債等により運用し、利息収入を得ております。

なお、当法人では、上記の事業収入等により運営しており、交付金・補助金は受けておりません。

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

① 統計データの作成方針について

(i) 短期・中長期の基準に係るBUルールへの適用

統計データの作成及び表示方法につきましては、以下のBUルール(BU:国際輸出信用保険機構)の区分に基づいております。

短期 :1年以内

中長期:1年超(資本財は全て中長期として区分)

(ii) 引受実績の作成方針

引受実績につきましては、保険契約締結日の為替レートを適用し作成しております。

(iii) 責任残高の作成方針

責任残高につきましては、保険契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の特約付保険契約については、同特約の保険金額を用い作成しております。

② 貿易保険事業の概況

(i) 引受状況

引受実績は、再保険を含めた総額が前年度比 22.9%減の 7,832,488 百万円、当法人保有分が前年度比 18.2%減の 781,045 百万円となりました。保険種別では、貿易代金貸付保険が前年度比 71.0%増の 489,827 百万円、海外投資保険が前年度比 21.3%増の 571,993 百万円となった一方、貿易一般保険が前年度比 12.9%減の 6,169,724 百万円、海外事業資金貸付保険が前年度比 79.9%減の 437,326 百万円、再保険が前年度比 59.1%減の 81,852 百万円となりました。

2015年度保険種別引受状況

(単位:百万円)

	引受実績					
	元受ベース			うち当法人保有分		
		構成比(%)	対前年増減比(%)		構成比(%)	対前年増減比(%)
貿易一般保険	6,169,724	78.8	▲ 12.9	616,530	78.9	▲ 12.8
責任期間1年以内	3,217,940	41.1	▲ 16.5	321,794	41.2	▲ 16.5
責任期間1年超	2,951,783	37.7	▲ 5.1	294,736	37.7	▲ 5.0
貿易代金貸付保険	489,827	6.3	71.0	48,983	6.3	71.0
輸出手形保険	13,795	0.2	14.9	1,379	0.2	14.9
輸出保証保険	0	0.0	-	0	0.0	-
前払輸入保険	454	0.0	439.2	45	0.0	439.2
海外投資保険	571,993	7.3	21.3	55,439	7.1	24.2
海外事業資金貸付保険	437,326	5.6	▲ 79.9	43,733	5.6	▲ 72.6
限度額設定型貿易保険	5,383	0.1	▲ 33.8	538	0.1	▲ 33.8
中小企業輸出处金保険	9,223	0.1	112.9	922	0.1	112.9
簡易通知型包括保険	40,754	0.5	9.6	4,075	0.5	9.6
再保険	81,852	1.0	▲ 59.1	8,185	1.0	▲ 59.1
日系企業取引信用保険	12,156	0.2	76.2	1,216	0.2	76.2
合計	7,832,488	100.0	▲ 22.9	781,045	100.0	▲ 18.2

(注) 当法人保有分:当法人が責任を負っている金額。元受、受再ベースの数字から出再分を差し引いたもの。

引受実績を地域別にみると、受再を含む元受ベースで、アジア向けが 4,355,905 百万円と最も大きく全体の 51.8%を占め、次に中東向けが 1,102,195 百万円、ヨーロッパ向けが 796,639 百万円となりました。

2015年度地域別引受状況

(単位:百万円)

	引受実績					
	元受・受再ベース			うち当法人保有分		
		構成比(%)	対前年増減比(%)		構成比(%)	対前年増減比(%)
アジア	4,355,905	51.8	▲ 4.3	435,591	51.9	▲ 3.3
中東	1,102,195	13.1	▲ 14.8	110,219	13.1	▲ 14.8
ヨーロッパ	796,639	9.5	▲ 23.4	79,344	9.5	▲ 23.3
北米	337,919	4.0	▲ 78.4	31,919	3.8	▲ 68.3
中米	776,265	9.2	8.6	77,626	9.2	8.6
南米	419,867	5.0	▲ 44.9	41,986	5.0	▲ 44.9
アフリカ	316,201	3.8	▲ 46.3	31,620	3.8	▲ 46.3
オセアニア	113,280	1.3	5.4	11,318	1.3	7.4
国際機関	198,002	2.4	▲ 25.8	19,800	2.4	▲ 25.8

(注1) 国別計上の方法: 船前・仕向国。船後・支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注2) 仕向国と支払国の双方に引受実績が計上されている。

(注3) 当法人保有分:当法人が保険責任を負っている金額。元受・受再ベースの数字から出再分を差し引いたもの。

(ii) 保険金支払の状況

2015年度の支払保険金の総額は、前年度比 621.9%増の 22,395 百万円となりました。これは、特定国における非常事故による支払があったためです。

引き続き、引受案件のモニタリング強化を通じ、お客様と一体となり保険事故回避に努めるとともに、事故が生じた際には迅速な保険金支払ができるよう備えています。

2015年度保険種別、非常・信用別支払保険金

(単位:百万円)

	2015年度 支払保険金額			うち非常			うち信用		
		構成比 %	対前期 増減率 %		構成比 %	対前期 増減率 %		構成比 %	対前期 増減率 %
貿易一般保険	21,926	97.9	709.3	18,571	100.0	3090.0	3,355	87.7	57.7
貿易代金貸付保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
簡易通知型包括保険	0	0.0	▲ 95.4	0	0.0	—	0	0.0	▲ 95.4
輸出手形保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
輸出保証保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
前払輸入保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
海外投資保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
海外事業資金貸付保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
限度額設定型貿易保険	221	1.0	122.9	0	0.0	—	221	5.8	122.9
中小企業輸出代金保険	2	0.0	64.7	0	0.0	—	2	0.1	64.7
再保険	245	1.1	▲ 13.7	0	0.0	▲ 100.0	245	6.4	100.0
合計	22,395	100.0	621.9	18,571	100.0	2043.1	3,824	100.0	71.1

(iii) 回収

2015年度の回収金は、前年度比 14.4%増の 40,867 百万円となりました。これは、リスケ国の返済が順調に進んだことによるものです。

2015年度回収金

(単位:百万円)

	当法人分			国代位分			再保険分			合計		
		構成比 %	対前期 増減率 %		構成比 %	対前期 増減率 %		構成比 %	対前期 増減率 %		構成比 %	対前期 増減率 %
非常事故	23,300	99.9	59.8	9,874	100.0	8.6	7,492	97.6	▲ 11.5	40,667	99.5	26.5
リスケ	23,299	99.9	59.9	9,874	100.0	8.6	5,701	74.3	▲ 9.8	38,874	95.1	29.7
リスケ外	1	0.0	▲ 83.1	0	0.0	—	1,791	23.3	▲ 16.7	1,792	4.4	▲ 16.9
信用事故	20	0.1	▲ 94.4	0	0.0	—	181	2.4	▲ 94.4	201	0.5	▲ 94.4
合計	23,320	100.0	56.1	9,874	100.0	8.6	7,673	100.0	▲ 34.3	40,867	100.0	14.4

(iv) 責任残高

2015年度末の責任残高は、前年度比 0.8%増の 25,692,535 百万円となりました。当法人保有分については、前年度比 0.8%減の 2,356,189 百万円となりました。

保険種別に見ると、貿易一般保険が前年度比 1.2%減の 8,687,406 百万円、貿易代金貸付保険が前年度比 21.9%増の 2,798,794 百万円、海外投資保険が前年度比 6.3%増の 1,629,657 百万円、海外事業資金貸付保険が前年度比 3.4%減の 11,214,425 百万円となりました。

2015年度保険種別責任残高

(単位:百万円)

	責任残高					
	元受ベース			うち当法人保有分		
		構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率
貿易一般保険	8,687,406	33.8	▲ 1.2	871,860	37.0	▲ 0.9
責任期間1年以内	3,344,799	13.0	▲ 10.8	338,337	14.4	▲ 10.2
責任期間1年超	5,342,606	20.8	6.0	533,523	22.6	6.1
貿易代金貸付保険	2,798,794	10.9	21.9	316,657	13.4	▲ 2.9
簡易通知型包括保険	13,772	0.1	▲ 9.9	1,377	0.1	▲ 9.9
輸出手形保険	4,274	0.0	17.8	839	0.0	▲ 5.0
輸出保証保険	0	0.0	—	0	0.0	—
前払輸入保険	301	0.0	266.2	30	0.0	266.2
海外投資保険	1,629,657	6.3	6.3	139,593	5.9	5.5
海外事業資金貸付保険	11,214,425	43.6	▲ 3.4	891,466	37.8	▲ 2.1
限度額設定型貿易保険	9,483	0.0	▲ 11.5	948	0.0	▲ 11.5
中小企業輸出处代金保険	3,287	0.0	100.6	384	0.0	115.7
再保険	1,307,062	5.1	8.0	130,625	5.5	8.0
日系企業取引信用保険	24,074	0.1	58.0	2,407	0.1	58.0
合計	25,692,535	100.0	0.8	2,356,189	100.0	▲ 0.8

(注1) 当法人保有分:当法人が保険責任を負っている金額。元受・受再ベースの数字から出再分を引いたもの。

(注2) 保険契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の特約付保険契約については、同特約の保険金額を用い作成。

保険種別責任残高の経年比較

(単位:百万円)

	2011年度末	2012年度末	2013年度末	2014年度末	2015年度末	構成比
貿易一般保険	8,112,075	8,176,734	8,502,416	8,792,164	8,687,406	33.8
責任期間1年以内	2,338,010	3,097,421	3,569,810	3,750,003	3,344,799	13.0
責任期間1年超	5,774,066	5,079,312	4,932,606	5,042,161	5,342,606	20.8
貿易代金貸付保険	1,444,692	1,585,438	1,894,144	2,295,081	2,798,794	10.9
簡易通知型包括保険	5,830	5,959	8,671	15,283	13,772	0.1
輸出手形保険	3,323	3,336	3,810	3,628	4,274	0.0
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0.0
前払輸入保険	0	0	0	82	301	0.0
海外投資保険	944,798	1,117,154	1,399,630	1,532,427	1,629,657	6.3
海外事業資金貸付保険	6,432,243	7,350,131	7,994,404	11,611,754	11,214,425	43.6
限度額設定型貿易保険	15,147	15,340	12,172	10,718	9,483	0.0
中小企業輸出处代金保険	145	499	978	1,638	3,287	0.0
再保険	493,727	633,278	844,868	1,210,240	1,307,062	5.1
日系企業取引信用保険	—	—	1,853	15,238	24,074	0.1
合計	17,451,980	18,887,867	20,662,947	25,488,255	25,692,535	100.0

(注1) 短期・中長期区分: 短期(1年以内・資本財を除く)・中長期(1年超・資本財を含む)

(注2) 事業年度末保険契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の特約付保険契約については、同特約の保険金額を用い作成。

6. 参考資料

(1) 参考データ

① 引受実績の経年比較

(単位:百万円)

	引受実績					
	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	構成比
貿易一般保険	7,110,487	6,151,894	6,849,345	6,965,265	6,169,724	78.8
責任期間1年以内	3,321,146	3,451,195	3,855,361	3,855,510	3,217,940	41.1
責任期間1年超	3,789,341	2,700,699	2,993,984	3,109,755	2,951,783	37.7
貿易代金貸付保険	343,996	123,290	193,845	286,390	489,827	6.3
簡易通知型包括保険	14,340	19,162	23,589	37,173	40,754	0.5
輸出手形保険	16,549	12,295	14,153	12,008	13,795	0.2
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0.0
前払輸入保険	254	1	5	84	454	0.0
海外投資保険	440,367	530,106	611,679	471,487	571,993	7.3
海外事業資金貸付保険	549,068	1,369,370	706,030	2,173,094	437,326	5.6
限度額設定型貿易保険	10,311	9,331	7,420	8,134	5,383	0.1
中小企業輸出代金保険	567	1,304	2,740	4,332	9,223	0.1
再保険	51,834	83,311	107,439	200,110	81,852	1.0
日系企業取引信用保険	-	-	927	6,897	12,156	0.2
合計 (注1)	8,537,772	8,300,064	8,517,171	10,164,974	7,832,488	100.0

(注1) 契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の特約付保険特約の保険金額ではなく、実勢の保険引受金額を用いて作成した合計額

② 保険金の経年比較

(単位:百万円)

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	構成比
非常事故	1,342	424	436	867	18,571	83%
信用事故	7,017	3,993	11,798	2,235	3,824	17%
合計	8,359	4,416	12,234	3,102	22,395	100%

③ 回収金の経年比較

(単位:百万円)

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
回収金額	17,668	24,017	31,375	35,708	40,867

④ 責任残高(事業年度末為替レート適用)

年度末為替レート(経年比較においては、各事業年度末の為替レート)を適用し作成した責任残高(外貨建対応の特約付保険契約の保険金額を用いない実勢の責任残高)は、以下のとおりとなります。

(i) 2015年度保険種別責任残高と経年比較(事業年度末為替レート適用)

2015年度保険種別責任残高

(単位:百万円)

	責任残高					
	元受ベース	うち当法人保有分				
		構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率
		%	%		%	%
貿易一般保険	8,668,299	53.6	▲ 1.4	869,949	55.4	▲ 1.0
責任期間1年以内	3,333,628	20.6	▲ 11.1	337,220	21.5	▲ 10.4
責任期間1年超	5,334,671	33.0	5.9	532,730	33.9	6.0
貿易代金貸付保険	1,707,182	10.6	3.3	213,050	13.6	▲ 20.2
簡易通知型包括保険	13,772	0.1	▲ 9.9	1,377	0.1	▲ 9.9
輸出手形保険	4,274	0.0	17.8	839	0.1	▲ 5.0
輸出保証保険	0	0.0	-	0	0.0	-
前払輸入保険	301	0.0	266.2	30	0.0	266.2
海外投資保険	1,629,657	10.1	6.3	139,593	8.9	5.5
海外事業資金貸付保険	3,372,761	20.9	▲ 9.0	270,006	17.2	▲ 8.7
限度額設定型貿易保険	9,483	0.1	▲ 11.5	948	0.1	▲ 11.5
中小企業輸出代金保険	3,287	0.0	100.6	384	0.0	115.7
再保険	735,202	4.6	▲ 1.4	73,476	4.7	▲ 1.4
日系企業取引信用保険	13,319	0.1	74.8	1,332	0.1	74.8
合計	16,157,539	100.0	▲ 1.9	1,570,986	100.0	▲ 5.0

(注1) 当法人保有分:当法人が保険責任を負っている金額。元受・受再ベースの数字から出再分を引いたもの。

(単位:百万円)

	2011年度末	2012年度末	2013年度末	2014年度末	2015年度末	構成比
						%
貿易一般保険	8,099,696	8,167,551	8,495,228	8,787,636	8,668,299	53.6
責任期間1年以内	2,337,812	3,097,421	3,569,810	3,750,003	3,333,628	20.6
責任期間1年超	5,761,884	5,070,130	4,925,418	5,037,633	5,334,671	33.0
貿易代金貸付保険	832,267	1,032,720	1,320,215	1,652,424	1,707,182	10.6
簡易通知型包括保険	5,830	5,959	8,671	15,283	13,772	0.1
輸出手形保険	3,323	3,336	3,810	3,628	4,274	0.0
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0.0
前払輸入保険	0	0	0	82	301	0.0
海外投資保険	944,798	1,117,154	1,399,630	1,532,427	1,629,657	10.1
海外事業資金貸付保険	2,129,124	2,241,104	2,600,398	3,706,172	3,372,761	20.9
限度額設定型貿易保険	15,147	15,340	12,172	10,718	9,483	0.1
中小企業輸出代金保険	145	499	978	1,638	3,287	0.0
再保険	219,207	330,785	480,434	745,493	735,202	4.5
日系企業取引信用保険	-	-	927	7,619	13,319	0.1
合計	12,249,536	12,914,446	14,322,464	16,463,122	16,157,539	100.0

(ii) 2015年度地域別責任残高と経年比較(事業年度末為替レート適用)

(単位:百万円)

	責任残高					
	元受・受再ベース			うち当法人保有分		
		構成比	対前期 増減率		構成比	対前期 増減率
		%	%		%	%
アジア	7,408,459	44.8	▲ 1.5	736,528	45.8	▲ 1.7
中東	2,717,377	16.4	17.0	258,441	16.1	▲ 5.6
ヨーロッパ	1,723,385	10.4	▲ 12.9	211,683	13.2	▲ 9.6
北米	1,068,542	6.5	▲ 3.1	80,476	5.0	▲ 4.5
中米	814,936	4.9	14.7	80,636	5.0	12.2
南米	955,999	5.8	▲ 21.4	81,758	5.1	▲ 22.5
アフリカ	828,640	5.0	▲ 14.5	81,447	5.1	▲ 14.9
オセアニア	756,155	4.6	▲ 9.4	51,627	3.2	▲ 10.9
国際機関	247,502	1.5	▲ 0.2	24,735	1.5	▲ 0.2

(注1) 受再を含む。

(注2) 国際機関の支払い保証が付されている場合は、別枠に計上。

(注3) 国別計上の方法: 船前…仕向国。船後…支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注4) 仕向国と支払国の双方に責任残高が計上されている。

(注5) 当法人保有分: 当法人が保険責任を負っている金額。元受・受再ベースの数字から出再分を差し引いたもの。

(単位:百万円)

	2011年度末	2012年度末	2013年度末	2014年度末	2015年度末	構成比
						%
アジア	5,223,394	5,591,707	6,603,603	7,522,859	7,408,459	44.8
中東	1,919,569	1,852,988	1,889,077	2,322,733	2,717,377	16.4
ヨーロッパ	1,563,996	1,778,936	1,913,011	1,978,460	1,723,385	10.4
北米	651,853	375,726	474,068	1,102,231	1,068,542	6.5
中米	698,215	620,925	642,637	710,345	814,936	4.9
南米	824,239	1,050,016	1,059,399	1,215,882	955,999	5.8
アフリカ	890,361	788,076	772,231	969,552	828,640	5.0
オセアニア	774,131	1,092,066	1,198,756	834,769	756,155	4.6
国際機関	218,854	202,893	246,227	247,975	247,502	1.5

(注1) 受再を含む。

(注2) 国際機関の支払い保証が付されている場合は、別枠に計上。

(注3) 国別計上の方法: 船前…仕向国。船後…支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注4) 仕向国と支払国の双方に責任残高が計上されている。

(2) 中期目標

独立行政法人日本貿易保険第四期中期目標

平成24年3月1日

平成26年11月21日変更

平成27年11月20日変更

経済産業省

我が国の貿易保険制度は、昭和25年の制度発足以来、我が国企業の貿易・投資に関して、戦争や為替取引の制限といった通常の保険では負担することのできないリスクをカバーしてきた。貿易保険を巡る最近の状況を踏まえた、日本貿易保険の今後の業務運営の基本的な方向性は以下のとおりである。

第一に、国際競争力を支える強靱な制度基盤の提供である。いわゆるリーマンショック以降、世界的に官民挙げた輸出競争が激化する中、各国で貿易保険強化の動きが顕著である。我が国企業の対外取引を支援し、国際競争力を支える、制度基盤としての貿易保険の役割は一層重要となっている。貿易保険は、主要各国ともに、国の事業として、国の最終的なリスク負担により実施されているが、なかでも中韓をはじめアジア諸国の貿易保険機関が近年とみにその存在感を増している。我が国としても、引き続き国の事業としての貿易保険制度の持続的な事業基盤を確固たるものとしつつ、日本貿易保険を通じたサービス向上・専門性強化・効率的運営に努めることにより、海外市場における我が国企業の国際競争力を確保していくことが不可欠である。また国際的な金融環境の変化や国際的な銀行監督ルール(バーゼル3)の導入等を踏まえ、日本貿易保険としても貿易金融が円滑に供給されるよう、適切な対応に努める必要がある。

第二に、日本経済の「新たな成長」に向けた政策的役割の強化である。平成22年6月に策定された政府の「新成長戦略」を踏まえ、貿易保険によるリスクテイク拡充を図ってきたところである。また、東日本大震災後の日本経済の「新たな成長」に向けた国家戦略として平成23年12月に策定された「日本再生の基本戦略」の下でも、鉄道・水・電力等のパッケージ型インフラの海外展開、中小企業や農業等の国際展開と「日本」ブランド復活・強化、我が国の経験・教訓を踏まえた先進的な環境・安全技術の普及、諸外国との経済連携など絆の強化、原油・LNG、レアアース・レアメタルなど資源確保等の分野に重点的に取り組んできた。今後も、「日本再興戦略」(平成25年6月／平成26年6月改定)や「インフラシステム輸出戦略」(平成25年5月／平成26年6月改定)の下、これら分野での取り組みを継続していく必要がある。

第三に、行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応である。「独立行政法人改革等に関する基本方針」(平成25年12月24日閣議決定)及び「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」(平成26年8月29日行政改革推進本部決定)により、日本貿易保険は、平成29年4月から、国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるため、全額政府出資の特殊会社に移行することとなった。また、貿易再保険特別会計は、平成28年度末までに廃止し、その資産及び負債は日本貿易保険に承継することとなった。

全額政府出資の特殊会社化に当たっては、貿易再保険特別会計の廃止に伴い、貿易保険の特性を踏まえた経済産業大臣による指揮監督権、日本貿易保険の保険金支払いに係る債務等に対する政府保証、必要な税制措置、予算管理及び組織・事務の機動性確保のための措置を検討することとなっている。

貿易再保険特別会計の廃止及び全額政府出資の特殊会社化に伴う新たな制度を設計するに当たっては、国家戦略上の重要性など国の政策判断を的確に反映させつつ法人のトップマネジメントの下で行われる専門的なリスク判断が的確に行われる仕組みの在り方について、十分な検討を行う必要がある。

具体的な制度設計は、今後の法整備によるところであるが、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく取組みを着実に進めつつ、将来的に新たな制度に移行することを見据え、講じうる措置は早期に着手することが適当である。

以上を踏まえ、日本貿易保険の中期目標は以下のとおりとする。

1. 中期目標の期間

中期目標の期間は、中長期的見地で貿易保険を運営することが適当であることに鑑み、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

日本貿易保険設立以来の「お客様中心主義」の理念を引き続き徹底し、利用者の視点に立ったサービスの向上に努めることとする。

また、企業の取引環境の変化に応じ、海外拠点を通じた取引への支援強化などの商品性改善に取り組むこととする。平成25年より実施段階に入る国際的な銀行監督ルール(「バーゼル3」)下においても、貿易保険付きファイナンスが質的・量的に確保され、我が国企業の海外展開や民間資金を活用したインフラ整備が円滑に行われるよう、必要な環境整備に努めることとする。

(1)商品性の改善

国境を超えた多国間での企業間競争が激化する中で、我が国企業の国際競争力を確保するよう、利用者のニーズの変化に的確に対応した保険商品を提供するよう努めること。

①利用者のニーズに即した現行保険商品の見直し

近年の金融取引の高度化・我が国企業の対外取引形態の複雑化に対応し、個々の企業の貿易保険に対するニーズも多様化していることを踏まえ、諸外国において提供される貿易保険サービスの内容も参考としつつ、手続きの簡素化を含め現在提供している貿易保険サービスの商品性の改善に不断に取り組むこと。

また、欧州における債務危機など国際金融の動向を注視しつつ、国際金融変動のセーフティネットとして、政府及び関係機関と連携し、我が国企業の貿易投資活動に対する資金供給の円滑化のための取組みについても、

金融環境の変化に応じ迅速に対応すること。

(2)サービスの向上

現在行っている業務について、利用者の視点に立ち、以下のサービスの向上に一層努めること。たとえば、WEB上のサービスの一層の充実、申込手続きや審査手続きの簡素化等により、利用者の利便性向上、負担軽減や業務処理期間の短縮に努めることとする。

①利用者の負担軽減

引受申請等に係る諸手続や提出書類の合理化・簡素化をさらに進めること。第四期システムのオンライン機能を活用したWEBサービスの拡充や、運用の明確化等を推進すること。また、海外貿易保険機関等との連携を通じたワンストップ化等を進めることにより、利用者の手続面での負担の軽減を図ること。

②意思決定・業務処理の迅速化

意思決定及び業務処理の方法について不断の改善を行うことにより、引受審査、保険金査定、債権回収等の各業務について処理の迅速化を図ること。特に、中小企業向け案件については、利用者の負担軽減や業務処理の改善に努めること。なお、その際の目安として、下記の基準を満たすよう努めること。

- ・信用リスク(註1)に係る保険金の査定期間を、被保険者事由あるいは海外関係当事者への照会による所要期間を除き、55日以下とする。
- ・保険料の試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで(中長期 Non-L/G 信用案件(註2)については5営業日以内)に回答する。
- ・提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5営業日以内に連絡する。
- ・提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3営業日以内に連絡する。
- ・具体的な案件に係る利用者からの制度面の照会には5営業日以内に回答する。
- ・政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金を確認された日の翌営業日までに送金処理の手続きを的確に行う。

(註)

1)「信用リスク」とは、一般的に、保険の目的となる契約の相手方の破産や債務の履行遅滞による損失発生危険性を指す。

2)「中長期 Non-L/G 信用案件」とは、信用供与期間が2年以上で、政府保証等がつかず、かつ、信用リスクをてん補している案件。

③情報提供の強化と利用者ニーズの把握

中小企業を含めた利用者向け情報提供を強化するなど、保険商品に関する広報・普及活動を積極的に展開すること。これまで貿易保険サービスを利用したことがない中堅・中小企業等の潜在的な利用者のニーズ及び既存の利用者についても、意見の聴取や定期的なニーズ調査等を通じ的確に把握・反映すること。

(3)リスク管理の強化及び業務の適正確保のための体制整備

リスク管理及び保険金査定等の業務運営、内部統制、コンプライアンス等の強化を図るための体制整備、並びに人材育成に努めること。

①リスク管理の強化

重点的政策への対応強化を含めて、安定的かつ継続的に貿易保険サービスを提供するため、個々のカントリ・リスクやバイヤーリスクの審査の充実はもちろん、日本貿易保険全体のポートフォリオベースでの管理を強化するなど、総合的なリスク管理を向上させること。

また、複雑・高度化する様々なリスクを的確に分析・評価するため、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の向上を図ること。

②専門能力の向上及び人材育成

利用者のニーズに対応して質の高いサービスを提供するための体制整備を図るため、専門能力を有する人材の登用や能力開発を通じ、リスク分析、貿易実務、国際金融ビジネス等に関する職員の高度な専門的知見を涵養すること。また、専門性の高い職員を定着させ、その能力を最大限引き出せるよう魅力ある就業環境を形成すること。

③保険金の的確な査定

保険金の支払いに関する的確な査定を行う観点から、平成23年10月28日付け会計検査院の指摘をも踏まえ、的確な査定を行うための体制を整備するなど再発防止に向けた必要な取組みを行うこと。

④内部統制の強化とコンプライアンスの徹底

独立行政法人における内部統制にかかる総務省の研究会報告書等を参考としつつ、法令遵守態勢を徹底するとともに、適切な業務プロセスを確保するため、コンプライアンス委員会に加えて新たに専門部署を設けるなど内部統制について、更に充実・強化を図ること。

また、機密情報・個人情報保護を含めた情報管理の徹底等に努めること。

⑤業務運営の透明性の確保

利用者を含め国民に対して業務内容や組織・業務運営の状況を明らかにし、事業の公正かつ透明な実施を確保するべく、情報公開を積極的に行うこと。

また、企業会計基準に基づく財務諸表や経営実態をわかりやすく開示するとともに、貿易保険の政策的意義や長期間にわたる収支相償等の特性について十分に説明し、業務運営に対する国民の理解増進に努めること。

(4)重点的政策分野への戦略化・重点化

日本貿易保険は、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等との密接な連携に努めること。中でも「日本再生の基本戦略」を踏まえ、以下に掲げるような政府として重点的に取り組むべき分野について一層戦略化・重点化しつつ、引受けの質的及び量的な拡大を図り、政策的に特に重要な中長期貸付及び投資案件の引受比率を現行の2割から中期目標期間中に3割程度に引き上げること（その際の指標については、経済産業省が今後策定予定の国際競争力強化に向けたプログラムを踏まえるものとする。）。

こうした重点分野は、毎年度計画策定前に経済産業大臣が日本貿易保険に対して提示する場合にはそれを踏まえるとともに、日本貿易保険が行う国別引受方針の見直しにおいては、国の政策と一致させるよう努めること。

①新たな成長戦略への対応

新たな成長戦略の実現に向け、アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に応えていくことが我が国の強い経済を復活させるための鍵であるとの認識に立ち、鉄道・水・電力等のパッケージ型インフラの海外展開の支援に一層積極的に取り組むこと。そのために、現地通貨建てファイナンスを含めた付保を積極的に行うほか、事業の特性を踏まえた更なる制度の改善を図ることにより、民間事業者が直面する多様なリスクを日本貿易保険が補完し、海外展開を強力に支援していくこと。また、国産航空機や宇宙関連産業のファイナンス面からの輸出支援に積極的に取り組むこと。

②中小企業及び農業等の国際展開支援

全国各地の中小企業の国際展開を支援するため、平成23年度に創設した地銀提携ネットワークや信用金庫との提携など、民間金融機関や中小企業関係機関のネットワークを大幅に拡大するとともに、提携関係の一層の質的強化などを通じて、中小企業の利用拡大に繋げること（目安として、26年度以降、年間新規利用50社以上）。同時に民間金融機関や中小企業関係機関のネットワークを一層活用して、利便性を向上させるとともに、民間金融機関による貿易保険付保債権の買取りや担保貸付（保険事故前輸出代金債権の流動化支援など）の機会を拡大していくこと。

また、中小企業のみならず、サービス産業、クリエイティブ産業、農業、建設業といったこれまで国際展開が十分に進んでいなかった分野についても貿易保険の利用促進を図り、「日本」ブランドの復活・強化にも貢献すること。

③環境・安全技術の普及

環境社会配慮ガイドライン等の遵守にとどまらず、我が国の経験・教訓を踏まえた先進的な環境・安全技術の輸出やプロジェクトの組成を、地球環境保険の活用等により積極的に支援し、持続的な世界経済の発展にも貢献すること。

④諸外国との経済連携などの強化

アジアを中心とするグローバル需要を取り込むべく、各国の輸出信用機関との再保険協力や民間事業者などとの連携を推進することにより、利便性を高め、現地日系企業の事業展開や国際プロジェクトを支援すること。また、こうした取組みを通じて、貿易保険制度に関する各国との相互理解や協力関係を深め、OECD等における先進国間での議論にとどまらず、新興国も含む形での輸出信用の枠組みに関する国際的議論の進展を促すこと。

⑤資源の安定供給源確保

昨今の地政学的リスクの拡大、資源価格の上昇、大震災後の我が国電力需給の逼迫などに鑑みれば、原油・LNG、レアアース・レアメタルなど資源の安定供給源確保はこれまで以上に重要となる。したがって、資源エネルギー総合保険の戦略的な活用を含め、我が国企業による海外資源開発や周辺インフラ整備等への積極的な取組みの支援、国営資源企業との協力強化に努めること。

⑥東日本大震災等への対応

東日本大震災で被災した中小企業や原発事故に伴う風評被害に遭った輸出企業に対する支援を確実に継続すること。また、タイの洪水によるサプライチェーンの寸断の経験も踏まえ、我が国企業の海外現地法人の運転資金や販売支援等にも積極的に取り組むこと。

(5)民間保険会社による参入の円滑化

日本貿易保険は、民間事業者の事業機会拡大のための環境整備に一層努めること。

①海外フロンティング契約の締結促進等

海外フロンティング契約(民間保険会社の海外子会社が引き受けた保険責任を日本貿易保険が再保険の形で引き受ける契約。)の締結促進、地方金融機関との販売委託の拡充など、海外拠点や地方の中小企業を含む利用者ニーズを確認しつつ、民間事業者の事業機会拡大に向け一層積極的に取り組むこと。

②サービス提供の在り方の見直し

近年、国際金融危機の影響を受けた民間保険会社の引受体力低下と、これを受けた公的貿易保険の拡充の動きが各国で顕著となったことに留意しつつ、仮に民間事業者が十分かつ安定的にサービスを提供するという見通しが利用者から見て明確になった時には、当該分野に対する日本貿易保険のサービス提供の在り方を抜本的に見直すこと。また、保険会社に対する支払余力規制強化などの国際的動向や東日本大震災が保険会社に与える影響についても注視しつつ、利用者から見た総体としての引受能力の確保・強化を図ること。

3. 業務運営の効率化に関する事項

第一期・第二期・第三期中期目標期間中に取り組んだ業務運営の効率化を一層推進すべく、更なるコスト意識の徹底、業務処理の合理化に努めるとともに、第四期システム開発・導入の効果を最大限発揮させることにより、効率的かつ安定的な事業基盤を確立することが必要である。

(1)業務運営の効率化

貿易保険は、政府が運営費交付金を充当することなく、利用者から支払われる保険料等を収入原資として運営しているものであるが、支出にあたっては、費用対効果を十分検討する等によりコスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に努めること。

なお、今後の法改正等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。

①日本貿易保険の業務運営に際しては、全ての支出の要否の検討、廉価な調達等に努めることにより、効率化を図ること。特に、独法改革の結果を踏まえ、既存業務の徹底した見直し、効率化を進めることとし、その業務費（人件費を含む。）については、最大限の努力を行うことにより、第三期中期目標期間において削減を達成した水準以下とすること。

そのために、一般管理費については、当該中期目標期間中、平成23年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行うこと。

（註1）システム開発関連経費、特別会計改革・独法改革などの制度改革に伴う経費及びこれに向けた準備に必要な経費、日本再生の基本戦略を踏まえた法改正に伴う経費、中期目標期間中に新たに政策上必要が生じたため追加・拡充される施策に伴う経費は、上記の効率化指標となる業務費及び一般管理費の算出からは除く。

（註2）一般管理費とは、役員及び総務部のシステム部門を除く一般管理部門の人件費・賃借料・業務委託費・外国旅費など管理業務に係る経費とする。

②人件費及び給与水準については、独法改革の結果を踏まえるとともに、国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレース指数（国家公務員の給与水準を100とした指

数)の引下げ・適正確保に向けて取組みを進め、人件費全体の抑制を図ること。同時に、日本貿易保険の果たすべき役割・責任を全うするために必要な人材確保・育成を行い、新組織形態への移行を見据えつつ、専門性・機動性を備えた実施体制の整備を図ること。業務量拡大の状況下において、人的リソースの質と量が利用者ニーズへの対応及び各国貿易保険機関間の競争力の面で、業務上のボトルネックとならないよう留意しつつ、給与水準に係る目標水準・目標期限を設定してその適正確保に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表すること。

③契約については、原則として競争性のある調達方式へと全面移行するとともに、一者応札・一者応募の改善に努め、システム開発・運用コストの削減を図ること。また、「調達等合理化計画」に基づく取組みを着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること。

④民間機能の一層の活用を通じて業務運営の効率化に積極的に取り組むこと。特に、既に民間委託を導入している一部の保険商品の販売・斡旋業務については、引き続き、金融機関等との連携のあり方を検討しつつ、民間委託の範囲の拡大を図ること。

(2)システムの効果的な開発及び円滑な運用

組織の見直しに係る会計、税制、災害・事故等緊急時の事業継続計画等の対応に加え、新商品の開発・販売、国の再保険特別会計廃止に伴う整備や債権管理業務への円滑な対応を行うとともに、第四期システムのシステム保守・追加改造の効率化・迅速化を通じ、利用者に対するサービスの向上、業務運営の効率化・迅速化を実現すること。その際の指標として、第四期システムの具体的な効果を示すほか、第四期システムの保守費用が第三期システムの保守費用を下回るように努めること。

また、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する取組みを行い、業務・情報システムの最適化をPDCAサイクルに基づき継続的に実施すること。

4. 財務内容の改善に関する事項

リスク債権の確実な回収、信用事故債権に係る高い回収率の維持により、利用者に対する確実な安心の提供を担保するための財務基盤をより強固にする必要がある。

(1)財務基盤の充実

貿易保険は、世界的な規模の経済危機や戦乱のような予見できない異常事態に係るリスクを引き受けるものであることから、こうした事態に備えて保険金支払いのための財務基盤を充実させることが必要である。このため、貿易保険事業について長期的な収支相償の実現を目指すべく、業務運営の効率化や的確なリスク・マネジ

メントを通じた支出の抑制を図るとともに、適正な保険料の設定、保険事故債権の適切な管理や回収の強化等による収入の確保に取り組むこと。

(註)

- 1) 貿易保険事業の特殊性から、単年度ベースでの経常収支相償を常時求めることは困難である。
- 2) 収入確保の一環としての資金運用にあたっては、日本貿易保険による迅速な保険金支払能力に支障をきたさないよう、独立行政法人通則法第47条に規定され、かつ元本保証された方法に限定すること。

(2) 債権管理・回収の強化

① 保険事故債権の適切な管理及び回収の強化を図ることにより安定的な収入の確保に取り組むことは、長期的な収支相償を実現する上での重要な鍵である。このため、債権データの管理を的確に行うことはもとより、国の関係機関と緊密な連携を図るとともに、職員の専門能力の涵養等により、回収能力を強化すること。

非常リスクに係る保険事故債権については、パリクラブ等への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関する諸外国との交渉に対して積極的かつ的確な対応を図ること。

信用リスクに係る保険事故債権については、利用者等の協力を得つつ積極的な回収に取り組むこと(その際の目安として、中期目標期間終了時において期間平均回収実績率24%を達成するように努めること(註)。)。

(註)

回収実績率の目安については、第二期・第三期と同様、期間平均の実績を採用する。また、この期間平均回収実績率を次式により定義する。

期間平均回収実績率 = 期間平均値(各事業年度の回収金額) ÷ 期間平均値(回収金を得た案件及び回収不能が確定した案件に係る保険金支払額)

② 査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウを商品開発・営業・審査部門にフィードバックするとともに、利用者等や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生の防止、損失の軽減に努めること。

③ 保険事故債権の管理においては、その評価・分析手法の改良に努め、適切な経理処理を行うこと。

(3) 保険料率設定・積立て基準の明確化・透明化

「事業仕分け」結果を踏まえ、保険料率の設定や積立てなどの基準をより明確化・透明化し、全体として会計経理の透明性を一層確保すること。

その際、積立金の原資は被保険者から徴収した保険料であること、積立金は将来の保険金支払いの準備金としての性格を有していること、貿易保険は超長期での収支相償を前提としていることを適切に踏まえること。また、リスクの的確な反映、貿易保険の政策的役割、民間参入の円滑化、WTO協定やOECD輸出信用アレンジメント等国际ルールへの遵守に配慮すること。

5. 行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応

「独立行政法人改革等に関する基本方針」(平成25年12月24日閣議決定)及び「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」(平成26年8月29日行政改革推進本部決定)を踏まえた新たな貿易保険制度に円滑に移行するために必要な措置を検討すること。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく取組みを着実に進めつつ、将来的に新たな制度に移行することを見据え、講じうる措置は早期に着手すること。

(3) 中期計画

独立行政法人日本貿易保険第四期中期計画

12-一般-00064

平成24年3月2日

14-一般-00465

平成26年11月27日変更

15-一般-00420

平成27年11月26日変更

1. 中期計画の期間

中期計画の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とします。

なお、日本貿易保険は、平成25年12月の閣議決定に従って、国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ経営の機動性を向上させるため、特殊会社に移行することになっております。本邦企業の国際競争力を強化し、お客様の利便性向上を図るため、新組織形態移行後は貿易保険事業の改善・充実を図り、従来以上に引受審査やリスク管理など事業体制を強化していくことが求められます。貿易保険は、政府が運営費交付金を充当することなく、お客様から支払われる保険料等を収入原資として運営していることを踏まえ、事業収入と業務費・人件費の費用対効果等に基づき、真に効率的かつ効果的な業務運営を目指す必要があります。第四期中期計画期間中においては、新組織形態への円滑な移行のための準備を進めて参ります。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

我が国の通商・産業政策や国際ルール等の動向に対応しつつ、取引環境の変化に応じたお客様のご要望を積極的に汲み取り、我が国企業の国際競争力確保の観点から、諸外国と比較して遜色のない質の高いサービスを提供できるよう、商品の改善・開発等に取り組めます。

(1) 商品性の改善

我が国の通商・産業政策の動向に対応しつつ、取引環境の変化に応じたお客様のご要望を積極的に汲み取り、我が国企業の国際競争力確保の観点から、諸外国と比較して遜色のない質の高いサービスを提供できるよう、商品の改善・開発に取り組めます。

①現行保険商品の見直し

近年の我が国企業の多様なビジネス形態に対応して、貿易保険の商品性の改善に不断に取り組んでまいります。そのため、お客様からのご要望の聴取や、金融取引・対外取引形態の変化、各国貿易保険機関の提供する商品等に関する調査を定期的に行い、商品見直しの必要性を検討するほか、海外フロンティング、海外輸出信用機関との再保険活用等を通じて、お客様のニーズに対応します。

具体的には、中小企業輸出代金保険の見直し、海外の販売・生産拠点の取引に対する付保・金融支援、海外投資保険の見直し、プラント案件の契約形態に対応した保険商品の提供、航空機保険の制度設計等に取り組み、随時実施します。また、現行商品の利便性向上についても引き続き取り組みます。

また、欧州債務危機などの国際的な金融危機への対応については、有事の際のセーフティネットとして、政府及び関係機関と連携しつつ、お客様のニーズに即した円滑な資金供給が行われるよう、金融環境の変化に応じ迅速に対応するとともに、機動的に制度や運用の改善を図ります。

なお、上記の内容や時期については、年度計画において定めます。

(2) サービスの向上

常にお客様の視点に立って、サービスの向上に努力し、お客様との信頼関係の構築に取り組めます。

①お客様の負担軽減

パンフレット等お客様向け情報提供の見直しを適宜実施するとともに、保険引受申請や査定等の際にお客様にお願いする諸手続について、その必要性を検証し、プロセスや必要提出書類の簡素化・合理化を進めます。また、分かりにくい制度や運用を明確化し、お客様の負担を軽減します。第四期システム（SPIRIT-ONE）については、お客様のニーズを踏まえオンライン機能を活用したWEBサービスの更なる拡充、手続・情報提供の簡素化・効率化に努めます。更に、各国貿易保険機関との再保険ネットワークを通じ、国際共同事業を展開するお客様の保険手続に係る負担の軽減を図ります。

②意思決定・業務処理の迅速化

保険業務運営に係る知見を集約したナレッジシステム（NEX I ライブラリー）については、システム移行を検討の上、その内容について組織内での共有を徹底するとともに、意思決定・業務処理の迅速化を一層推進します。

その際、下記の基準を厳守し、お客様との信頼関係の確立に努めるとともに、

一層の迅速化を進めます。特に、中小企業のお客様向け案件については、お客様のニーズを踏まえ、業務処理の改善に取り組みます。

- ・ 信用リスクに係る保険金の査定期間は、被保険者事由あるいは海外の関係当事者への照会による所要期間を除き、５５日以下とする。
- ・ 保険料の試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで（中長期 Non-L/G 信用案件については５営業日以内）に回答する。
- ・ 提出された保険契約申込書等に不備がある場合、５営業日以内に連絡する。
- ・ 提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、３営業日以内に連絡する。
- ・ 具体的な案件に係るお客様からの制度面の照会には５営業日以内に回答する。
- ・ 政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金を確認された日の翌営業日までに送金処理の手続を的確に行う。

（註）信用リスクに係る保険金の査定期間算定における、被保険者事由あるいは海外の関係当事者への照会による所要期間とは、被保険者から提出書類の不備や回答遅延等のため保険金査定が行えない、もしくはこれらに起因して調査等の対応を要する期間を指す。

③情報提供の強化とお客様ニーズの把握

現在の保険商品に関する広報・普及体制を充実させ、潜在的なお客様の発掘に積極的に取り組みます。具体的には、ホームページやパンフレット等を逐次見直し、広報活動を通じて貿易保険の認知度の向上を図ります。また、貿易保険を利用されたことのない中堅・中小企業等の潜在的なお客様への積極的な商品ご紹介を、セミナーや提携する地方銀行等との会合を通じて行い、新たな顧客基盤への浸透を図ります。また、こうしたお客様への支援に積極的な内外の関係諸機関との連携を強化し、効率的な普及活動を行います。

また、お客様憲章の徹底を図りつつ、お客様の意見聴取・ニーズの把握を常に行い、お客様にとってより利便性が高く多様なサービスを提供できる体制を整えます。

その際、新たなお客様のビジネス実態を踏まえるとともに既存のお客様についても定期的な調査等を通じ、お客様のニーズに応じた商品性の開発や改善を行い、保険制度の一層の普及に繋がります。

（３）リスク管理の強化及び業務の適正確保のための体制整備

リスク管理及び保険金査定等の業務運営、内部統制、コンプライアンス等の強化を図るための体制整備、並びに人材育成に取り組みます。

①リスク管理の強化

金融取引の高度化・我が国企業の対外取引の複雑化を背景に、高度・複雑かつ広範なリスク審査が必要とされる案件の引受が増大傾向にある中、安定的かつ継続的に貿易保険サービスを提供するため、現在の案件のリスク審査の在り方を随時見直すとともに、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の強化を図ります。さらに、日本貿易保険全体のポートフォリオベースでの管理を強化するなど、リスク管理体制の整備に取り組みます。

複雑・高度化する様々なリスクを的確に分析・評価するため、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の向上を図ります。具体的には、国際金融、カントリーリスク、財務、法務、貿易実務等の専門性向上を目的として、現在行っている各種研修の更なる充実を図ります。

また、国内外の関係諸機関との連携体制の強化等、審査・情報収集能力の向上に取り組みます。

②質の高いサービス提供のための専門性向上及び人材育成

対外取引の複雑化、産業界のニーズの変化等に伴い、貿易保険がてん補すべきリスクの性質も一層複雑なものとなりつつあることに鑑み、ニーズに応じて質の高いサービスを提供できる専門家集団となるよう組織全体の専門能力向上に引き続き取り組みます。

国際金融、法務、財務、貿易実務等に関する専門知識を有する人材の採用を進めるほか、プロパー職員の定着、十分な職員研修等により、高度な専門性と実践能力の向上に取り組みます。

③保険金の的確な査定

保険金の支払いに關して的確な査定を行う観点から、平成23年10月28日付け会計検査院の指摘をも踏まえ、業務処理の迅速化にも留意しつつ、的確な査定を行うための体制を整備し、再発防止に取り組みます。具体的には、事例研究等を通じたノウハウの共有等を図るとともに、マニュアルを随時見直し、的確な保険金査定の体制を整備します。

④内部統制の強化とコンプライアンスの徹底

独立行政法人における内部統制にかかる総務省の研究会報告書等を参考としつつ、法令遵守態勢の徹底及び適切な業務プロセスの確保のため、コンプライアンス委員会に加えて新たに専門部署の設置を検討し可能な限り早期に結論を得

る等、内部統制の強化を図ります。

機密情報・個人情報保護を含む情報の厳格な管理に当たり、社内の周知徹底させるため、社内研修等の充実に取り組むとともに、管理体制の改善を図ります。

⑤情報開示を通じた業務運営の透明性の確保

国民の皆様に対して業務内容や組織・業務運営の状況を明らかにし、日本貿易保険の事業について一層理解頂くべく、情報開示を積極的に行います。

第一期・第二期・第三期中期目標期間においても原則企業会計原則に基づく財務諸表の公表・経営実態を適切に反映した事業報告書の公開等を通じ、お客様を含めた国民の皆様への適切な情報開示に取り組んでまいりました。引続きこうした情報を一層分かりやすく開示するとともに、貿易保険の政策的意義や長期間にわたる収支相償等の特性についても十分に説明するなどして、日本貿易保険の業務運営の透明化に取り組めます。

(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化

我が国対外取引の発展を担う公的機関としての役割に鑑み、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等における要請を十分に踏まえ、中期目標に示されている政策課題の達成に率先して取り組み、その達成に向けて当該分野の引受リスクの質的及び量的な拡大を図り、政策的に特に重要な中長期貸付及び投資案件の引受比率を現行の2割から中期目標期間中に3割程度へ引き上げます。

このため、以下の政策課題について、政策上の具体的要請を把握した上で、各年度計画に必要な制度上の具体的対応策を盛り込み、着実に実行に移します。

また、当該分野の引受リスク拡大に向けた商品・制度の普及に努め、政策の実現に貢献します。国別引受方針の見直しについては、国毎のリスクを踏まえつつ、国の政策を十分に踏まえます。

①新たな成長戦略への対応

アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に対応した新成長戦略の実現に向け、政府と連携して鉄道・水・電力等のパッケージ型インフラの海外展開のより効果的な活動支援に一層積極的に取り組めます。そのために、現地通貨建てファイナンスを含めた付保を積極的に行うほか、事業の特性を踏まえた更なる制度の改善を図ることにより、民間事業者が直面する多様なリスクの補完、商品性の改善等に取り組めます。

航空機分野については、我が国企業が参画する国際共同開発プロジェクトに係る再保険引受を引き続き積極的に進めるとともに、事業化が決定された国産航空機の輸出支援については、他国に比べ遜色のない形で貿易保険の付保による支援

を実施します。加えて、宇宙関連産業のファイナンス面からの輸出支援に積極的に取り組みます。

②中小企業及び農業等の国際展開支援

中小企業のお客様の国際展開支援として、関係諸機関とも連携し、中小企業輸出代金保険等を始めとする貿易保険商品等の普及・広報の取り組みを強化します。

また、地方銀行との提携ネットワークや信用金庫との提携など、民間金融機関や中小企業関係機関のネットワークを大幅に拡大し、提携関係の一層の質的強化などを通じて、中小企業の利用拡大（26年度以降、年間新規利用50社以上）に繋げるほか、民間金融機関による貿易保険付保債権の買取りや担保貸付（保険事故前輸出代金債権の流動化支援など）の機会を拡大します。

更に、中小企業のみならず、サービス産業、クリエイティブ産業、農業、建設業といったこれまで国際展開が十分に進んでいなかった分野についても、貿易保険の利用促進を図り、「日本」ブランドの復活・強化にも貢献します。

③環境・安全技術の普及

我が国の経験・教訓を踏まえた先進的な環境・安全技術の輸出や省エネ・環境改善に資するプロジェクトについて、適切なリスク審査を行いつつ引受を拡大します。更に、地球温暖化対策の重要性に鑑み、地球環境保険の積極的活用等を通じ、世界的なCO2排出量の削減、並びに持続的な世界経済の発展にも貢献します。

また、OECDにおける環境共通アプローチの議論等を踏まえ改定した新たな環境社会配慮ガイドラインによる審査を的確に行うとともに、効率的かつ適切な審査を担保する態勢を整備します。

④諸外国との経済連携などの強化

各国の輸出信用機関との再保険協力や民間事業者等の連携を推進することにより、貿易保険の利便性を高め、アジアを中心とするグローバル需要を取り込むべく、現地日系企業や国際プロジェクトを支援します。具体的には、新規の再保険協定・協力協定の締結を推進します。また、これまで12機関の海外輸出信用機関と再保険協定を締結し、アジアの6機関とアジア再保険協定を締結していますが、ニーズの変化等に対応し、既存協定の見直しも随時実施していくことで、利便性の向上を図ります。

こうした取組を通じて、貿易保険制度に関する相互理解を深め、新興国も含む形での輸出信用の枠組に関する国際的議論の進展を促進するとともに、この実現に向けた取組を含め人材育成・情報交換など各国貿易保険機関との協力を推進していきます。

⑤資源・エネルギーの安定供給源確保

昨今の地政学的リスクの拡大、資源価格の上昇、大震災後の我が国電力需給の逼迫等に鑑み、我が国の原油・LNG、レアアース・レアメタル等の資源の安定確保に貢献すべく、資源エネルギー政策を踏まえつつ、資源エネルギー総合保険の積極的かつ戦略的な引受を通じて、お客様の海外での資源開発やインフラ整備等への取り組みを積極的に支援します。

⑥東日本大震災等への対応

東日本大震災で被災した中小企業や原発事故に伴う風評被害に遭った輸出企業に対する支援を確実に継続するとともに、タイの洪水によるサプライチェーンの寸断で影響を受けた我が国企業の海外現地法人向けの運転資金支援等にも積極的に関与し、災害等の影響を受けた日本企業の海外事業展開を支援します。

(5) 民間保険会社による参入の円滑化

民間保険会社による参入の円滑化については、組合包括保険制度への付保選択制導入、民間保険会社との業務提携等、お客様の選択肢の拡大のための商品の柔軟性向上に努めてきましたが、引き続き民間事業者の事業機会拡大のための環境整備に取り組めます。

①海外フロンティング契約の締結促進等

海外に事業展開するお客様のニーズを確認しつつ、民間事業者の事業機会拡大に向け積極的に取り組みます。具体的には、海外フロンティング契約の締結促進、地方金融機関との販売委託の拡大などに取り組む他、適用スキームの拡充等を通じて、販売実績の向上を図ります。

②サービス提供の在り方の見直し

パンフレットやホームページ等の各種公表資料を通じた情報公開、民間保険会社への業務委託などを通じて、貿易保険商品に関する情報・ノウハウの提供・共有が円滑に行われるよう引き続き配慮します。

また、近年、国際金融危機の影響を受けた民間保険会社の引受体力低下と、これを受けた公的貿易保険の拡充の動きが各国で顕著となったことを踏まえ、民間保険会社の引受能力やサービス提供の状況を鑑み、また、保険会社に対する規制強化などの国際的動向も注視しつつ、適切な引受を実施するよう配慮します。

3. 業務運営の効率化に関する事項

第一期・第二期・第三期中期目標期間中においては効率的な業務運営基盤を確立するべく努めてきましたが、この体制を維持・強化し、一層の業務運営効率化を推進するため、職員のコスト意識を徹底するとともに、業務処理の合理化に取り組みます。

また、第四期システム（SPIRIT-ONE）開発の効果を最大限発揮させることにより、効率的かつ安定的な事業基盤を確立します。

（１）業務運営の効率化

貿易保険は、政府が運営費交付金を充当することなく、お客様から支払われる保険料等を収入原資として運営しているものであり、費用支出にあたっては、その費用対効果を十分検討する等、コスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に取り組みます。

- ①中期目標に従い、リスク分析・評価の高度化や広報・普及活動など、中期目標の着実な達成のために必要な体制整備を行います。他方、各業務プロセスの合理化や担当職員の能力の向上、外部委託の適切な活用に取り組み、一層の業務効率の向上を図るとともに、組織編成・人員配置が業務量の負担に対応した適切なものとなるよう常に注視し、必要に応じた見直しを行います。

また、人件費を含めたすべての費用について、当該支出の要否の検討、廉価な調達等に努め、業務費全体の効率的な利用に努めることにより、効率化を図ります。特に、独法改革の結果を踏まえ、既存業務の徹底した見直し、効率化を進めることとし、その業務費（人件費を含む）については、最大限の努力を行うことにより、第三期中期目標期間において削減を達成した水準以下とします。そのために、一般管理費については、当該中期目標期間中、平成23年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行います。また、円滑な新組織形態への移行に向けた準備を進め、人材育成等を含め必要な手当を行います。

なお、今後の独立行政法人改革（平成25年12月閣議決定を踏まえた組織・事務の機動性確保のための措置の検討を含む）の結果や今後の法改正等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行います。

（註1）システム開発関連経費、特別会計改革・独法改革などの制度改革に伴う経費及びこれに向けた準備に必要な経費、日本再生の基本戦略を踏まえた法改正に伴う経費、中期目標期間中に新たに政策上必要が生じたため追加・拡充される施策に伴う経費は、上記の効率化指標となる業務費及び一般管理費の算出からは除く。

（註2）一般管理費とは、役員及び総務部のシステム部門を除く一般管理部門の

人件費・賃借料・業務委託費・外国旅費など管理業務に係る経費とする。

(参考) 平成23年度末の一般管理費 560百万円

平成28年度末の一般管理費見込み 532百万円

中期目標期間中の一般管理費総額見込み 2,715百万円

②人件費及び給与水準については、業務の特殊性により対国家公務員を上回っているが(年齢勘案128.7、年齢・地域・学歴勘案107.2(22年度実績))、独法改革の結果を踏まえるとともに、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレス指数(国家公務員の給与水準を100とした指数)の引下げ・適正確保に向けて取組を進め、人件費全体の抑制を図ります。同時に、日本貿易保険の果たすべき役割・責任を全うするために必要な人材確保・育成を行い、日本貿易保険を全額政府出資の特殊会社へ移行する閣議決定(平成25年12月)を踏まえ、専門性・機動性を備えた実施体制の整備を行います。業務量拡大の状況下において、人的リソースの質と量がお客様ニーズへの対応及び各国貿易保険機関間の競争力の面で、業務上のボトルネックとならないよう留意しつつ、給与水準に係る目標水準・目標期限を設定してその適正確保に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表します。

③契約については、原則として競争性のある調達方式へと全面移行するとともに、一者応札・一者応募の改善に努めます。また、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施します。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けることとします。

④事務及び事業の一部について民間金融機関等への委託を行い、以て業務運営の効率化を図ります。民間損害保険会社への委託については、引き続き、委託先・委託範囲の拡大を含めて、金融機関等と連携のあり方について検討を重ね、業務委託内容の拡大を図ります。

(2) システムの効率的な開発及び円滑な運用

組織の見直しに係る会計、税制、災害・事故等緊急時の事業継続計画等の対応に加え、新商品の開発・販売、国の再保険特会廃止に伴う整備や債権管理業務への円滑な

対応を行うとともに、第四期システム（SPIRIT-ONE）のシステム保守・追加改造の効率化・迅速化を通じ、お客様に対するサービスの向上、業務運営の効率化・迅速化を実現します。その際の指標として、第四期システムの具体的な効果を示すほか、第四期システムの保守費用が第三期システムの保守費用を下回るように努めます。

政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進し、業務・システムの最適化の計画策定、実行、評価、改善のPDCAサイクルを継続的に実施します。

4. 財務内容の改善に関する事項（予算、収支計画及び資金計画）

（１）財務基盤の充実

お客様に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供していくため、健全な財務内容を維持します。具体的には、業務運営の効率化や、的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制に努めるとともに、適正な保険料の設定、保険事故債権の適切な管理及び回収の強化を図り、安定的な収入の確保に取り組みます。

（ア） 予算計画（別添１参照）

（イ） 収支計画（別添２参照）

（ウ） 資金計画（別添３参照）

（２）債権管理・回収の強化

①債権データの管理を的確に行うとともに、国の関係機関との緊密な連携や、職員の専門能力の涵養、民間回収専門業者の活用等を行うことにより、回収能力を強化します。

非常リスクに係る保険事故債権については、パリクラブや債務国との間で締結する債務繰延協定への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関する諸外国との交渉に対して、積極的かつ的確な対応を行います。

信用リスクに係る保険事故債権については、お客様の協力を得つつ、積極的な回収に取り組みます（その際の目安として、中期目標期間終了時において期間平均の回収実績率 24%を達成に取り組みます。）

（注）回収実績率の目安については、第二期・第三期と同様、期間平均の実績を達成目標として回収の強化に取り組みます。

②商品開発・営業・審査部門の業務の適正化・効率化に資するためにも、具体的案件の査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウをフィードバックし、リスク管理の強

化に取り組めます。また、お客様や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生の防止、損失の軽減に取り組めます。

- ③保険事故債権については、その管理を的確に行うことはもとより、評価・分析手法の改良に努め、適切な経理処理を行います。

(3) 保険料率設定・積立て基準の明確化・透明化

貿易再保険特別会計の廃止や独法改革の結果等を踏まえ、財務会計に係る諸規定・運用の見直しを進めます。また、保険料率の設定や積立てなどの基準をより明確化・透明化し、全体として会計経理の透明性を一層確保します。

その際、積立金の原資は被保険者から徴収した保険料であること、積立金は将来の保険金支払いの準備金としての性格を有していること、貿易保険は超長期での収支相償を前提としていることを適切に踏まえます。

また、貿易保険の政策的役割、民間参入の円滑化、WTO協定やOECD輸出信用アレンジメント等国际ルールの遵守に配慮しつつ、収支実績等を踏まえた料率の適切性の確保に取り組めます。

5. 行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応

貿易再保険特別会計の廃止及び全額政府出資の特殊会社化に伴う新たな制度を設計するに当たっては、円滑に移行するためにリスク管理の強化や内部統制の強化のための体制整備等必要な措置を検討し、講じうる措置は早期に着手するようにいたします。また、国家戦略上の重要性など国の政策判断を的確に反映させつつ法人のトップマネジメントの下で行われる専門的なリスク判断が的確に行われる仕組みの在り方について、遅くとも平成28年度末の移行までに結論を得るよう十分な検討を行います。

また「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づく取組を着実に進めつつ、将来的に新たな制度に移行することを見据え、講じうる措置は早期に着手します。

なお本計画については、貿易保険はその運営が国際政治経済情勢の変化に的確に対応したものである必要があることから、今後、大きな情勢の変化がある場合には、機動的な対応が可能となるよう適時適切に見直しを行います。

6. 高い専門性を持った人材の育成（人事に関する計画）

(1) 方針

対外取引の複雑化、産業界のニーズの変化等に伴い、貿易保険がてん補すべきリ

スクの性質も一層複雑なものとなりつつあることに鑑み、ニーズに応じて質の高いサービスを提供できる専門家集団となるよう、引き続き、民間企業等から国際金融、法制度、カントリーリスク、企業財務、貿易実務等に関する専門性を有する職員を採用するとともに、職員に対する研修制度を充実させること、職員の専門性の育成に配慮した人事制度を効率的に運用すること等により、職員の専門性をより高度なものとし

ます。

また、現行の業務処理の改善（例えば、定型業務の処理体制の一元化や管理部門の業務の効率化等）を図ることにより、業務の量・質に対応した、より適正な人員の配慮を行います。さらに、目標管理制度に基づく業績評価や業務実態に即した人事考課制度の整備等を通じて、職員が引き続き日本貿易保険においてその専門性を活かしていくことに対してインセンティブを与えるような、魅力ある就業環境の形成に引き続き取り組みます。

（２）人員に係る指標

平成２８年度末の人員を平成２３年度末の水準以下とします。なお、今後の独立行政法人改革（平成２５年１２月閣議決定を踏まえた組織・事務の機動性確保のための措置の検討を含む）の結果や今後の法改正等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行います。

（参考１） 平成２３年度末の人員数 １４７人
平成２８年度末の人員数見込み １４７人
（ただし、制度改正等特殊要因は除く）

（参考２） 中期目標の期間中の人件費総額見込み ６，２３５百万円
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者手当及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用となります。

（３）人材の確保及び養成に関する計画

①人材の確保

常勤職員の一部に、国際金融、国際プラントビジネス、保険業務、財務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用します。また、目標管理制度に基づく業績評価や、業務実態に即した人事考課制度の整備等を通じて魅力ある就業環境を形成し、専門性の高い職員の定着に対するインセンティブの付与に引き続き取り組みます。

②人材の養成

個々の職員の専門性の育成に配慮した人事制度を構築するとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図ります。

7. 短期借入金の限度額

平成24年度（2012年度）	500億円
平成25年度（2013年度）	500億円
平成26年度（2014年度）	500億円
平成27年度（2015年度）	500億円
平成28年度（2016年度）	500億円

別紙1

予算計画
(2012年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位・百万円)

		区別	合計
収 入			
	業務収入		89,480
		正味収入保険料	58,105
		正味回収金	10,000
		受取利息	21,375
		その他業務収入	0
	被出資財産からの回収金		36,029
	有価証券の償還		128,686
	短期借入金		0
	(収入計)		254,195
支 出			0
	業務支出		158,585
		正味支払保険金	97,720
		人件費	6,235
		国庫納付金	31,455
		その他業務支出	23,175
	投資支出		7,066
		システム開発等	6,716
		その他投資支出	350
	有価証券の取得		0
	短期借入金返済		0
	その他の支出		0
	予算差異		88,544
	(支出計)		254,195

別紙2

収支計画
(2012年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位:百万円)

区別		合計
費用の部		
経常費用		141,020
	正味支払保険金	97,720
	業務費	29,410
	その他経常費用	13,890
	臨時損失	0
計		141,020
収益の部		
経常収益		68,124
	正味収入保険料	58,105
	正味回収金	10,000
	その他経常収益	19
財務利益		21,375
臨時利益		36,029
計		125,528
純利益		-15,492

別紙3

資金計画
(2012年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位:百万円)

区別		合計
資金支出		
業務活動による支出	正味支払保険金	158,585
	業務費支出	97,720
	国庫納付金	29,410
		31,455
投資活動による支出		7,066
財務活動による支出		0
翌年度への繰越金		326,935
計		492,586
資金収入		
業務活動による収入	正味収入保険料	68,115
	正味回収金	58,105
	受取利息	10,000
	その他業務収入	10
		0
被出資財産からの回収金		36,029
投資活動による収入		128,686
財務活動による収入		21,365
前年度繰越金		238,392
計		492,586

独立行政法人日本貿易保険年度計画
(2015年度〔平成27年度〕)

15－一般－00138

2015年3月30日

日本貿易保険は、引き続き第四期中期計画に沿って業務を運営し、我が国企業の国際競争力強化のため、質の高い貿易保険サービスを提供することによって、お客様の海外事業展開を支援する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)及び「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」(平成26年8月29日行政改革推進本部決定)により、日本貿易保険は、平成29年4月から全額政府出資の特殊会社に移行し、また貿易再保険特別会計は平成28年度末までに廃止され、その資産及び負債は日本貿易保険に承継されることとなった。これを踏まえ、今後2年間は、特殊会社移行後の業務運営を見据えた先行的な取組を実施する。

具体的には、お客様サービスの向上と業務効率化を実現するため、保険申込手続等の Web 化や業務フローの最適化を進める。また、特殊会社がお客様の期待に沿って業務を開始できるよう、必要な人材の確保・育成を強化する。特に、職員の専門性向上のための体系的な研修を実施する。さらに、内部統制機能の強化やガバナンス体制の整備に取り組む。

また、本年度計画においては、お客様や職員の満足度指標をはじめとする数値目標を可能な限り多く取り入れ、これらを起点とする PDCA サイクルを確立していく。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

我が国の通商・産業政策や国際ルール等の動向に対応しつつ、取引環境の変化に応じたお客様のご要望を積極的に汲み取り、我が国企業の国際競争力確保の観点から、諸外国と比較して遜色のない質の高いサービスを提供する。また、そのために商品の改善・開発等に取り組む。

また、こうした取組の評価は、お客様の声を重視して行っていく。

貿易保険利用者アンケートによる顧客満足度 【目標参考値】

総合評価	70%以上 [13 年度実績: ー]
商品性の改善	70%以上 [13 年度実績: 68.0%]
お客様の負担軽減	80%以上 [13 年度実績: 75.4%]
意思決定・業務処理の迅速化	70%以上 [13 年度実績: 66.0%]

(注) アンケート結果において、「高く評価できる」、「ある程度評価できる」と回答した割合

(1) 商品性の改善

① 現行保険商品の見直し

お客様からのご要望の聴取や、金融取引・対外取引形態の変化等に鑑み、商品見直しの必要性を検討する。また、貿易保険法改正により可能となった、テロ・戦争による増加費用の貿易一般保険によるてん補、外国銀行に対する海外事業資金貸付保険の付保、国内損保会社からの再保険引受等への取組を推進する。

- 包括保険制度の簡素化
事務手続負担軽減を目指した、設備財包括保険の制度・手続簡素化
- SPC 信用リスクの引受範囲の拡大
親会社保証の場合に加え、海外事業資金貸付保険を付保するような場合など、SPC の財務状況が把握できる場合の引受の検討
- 企業総合保険支払限度額2倍超設定時の割増料率制度の廃止
2014 年 4 月に実施した制度改善による効果と、被保険者間の枠配分の状況を考慮した、当該割増料率の廃止検討
- 海外投資保険の見直し
特定の再投資先企業の損失のみを対象とする再投資スキームの導入、回収義務、回収金の範囲の緩和(全損事故において事業再開後に発生した剰余金等の取扱)
- 航空機保険の制度設計
他国輸出信用機関に比べて遜色のない国産航空機輸出支援保険の創設に向けた準備推進(約款、引受審査及び期中管理等の引受体制)

(2) サービスの向上

① お客様の負担軽減

各種手続における記入項目の簡素化や提出書類の削減を実施する。同時に、Web サービスの利用対象となる手続を拡大する。これらにより、オンラインでの保険申込の実現等、手続の大幅な簡素化を可能にする。また、分かりにくい制度や運用の明確化を引き続き進めるとともに、各国輸出信用機関との再保険ネットワークを通じ、国際共同事業を進めるお客様の手続負担軽減を図る。

- Web サービスの拡充
お客様の負担軽減と利便性向上に資する Web 手続の開始とお客様への円滑な導入
 - ・ 保険利用者登録及び海外商社(バイヤー)登録手続等 (2015 年 7 月目処)
 - ・ 貿易一般保険(個別)申込等 (2015 年 12 月目処)
 - ・ 中小企業輸出代金保険の申込等 (2016 年度初目処)
 - ・ 企業総合保険に関する支払限度額設定手続の合理化 (2017 年度内目処)
- 各国輸出信用機関との再保険協力を通じたワンストップサービスの提供
【目標参考値: 再保険引受件数 10 件】

②意思決定・業務処理の迅速化

Web サービスを拡充し、お客様の負担軽減とともに、NEXI の保険業務の大幅な効率化・迅速化を実現する。また、引き続き業務処理の期間に関する基準を遵守する。

➤ Web サービスの拡充（再掲）

➤ 業務処理期間の遵守

- ◆ 信用リスクに係る保険金の査定期間:55日以下(被保険者事由あるいは海外の関係当事者への照会による所要期間を除く)
- ◆ 保険料の試算に関する問い合わせへの回答:必要な情報を提供された翌営業日まで(中長期 Non-L/G 信用案件については5営業日以内)
- ◆ 提出された保険契約申込書等に不備がある場合の連絡:5営業日以内
- ◆ 提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合の連絡:3営業日以内
- ◆ 具体的な案件に係るお客様からの制度面の照会への回答:5営業日以内
- ◆ 政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分:日本貿易保険の口座に全額入金が確認された日の翌営業日までに送金処理手続完了

(註) 信用リスクに係る保険金の査定期間算定における、被保険者事由あるいは海外の関係当事者への照会による所要期間とは、被保険者から提出書類の不備や回答遅延等のため保険金査定が行えない、もしくはこれらに起因して調査等の対応を要する期間を指す。

③情報提供の強化とお客様ニーズの把握

広報活動の強化を通じて貿易保険の認知度向上を図る。また、新設するお客様総合支援グループにおいて、関係機関とも協力しつつ、セミナー・説明会の開催や個別訪問など、特に中堅・中小企業のお客様による貿易保険の利用を促進する。加えて、お客様への定期的な訪問等により、的確なニーズ把握を進める。

➤ 広報活動の強化

- ◆ 貿易保険と NEXI の認知度向上のための新聞記事等の掲載働き掛け
【目標参考値:新聞掲載件数 140 件[14 年度実績:107 件(14 年末時点)]]
- ◆ お客様が貿易保険に関する情報を入手しやすくするためのホームページリニューアル(5 月実施予定)
- ◆ 制度・体制の変更を踏まえたパンフレットの改訂
- ◆ お客様向けの各種セミナー、懇談会、説明会等の開催
【目標参考値: 各種懇談会・会議・説明会等を通じた情報発信回数 30 回】

➤ 中堅・中小企業のお客様に対する貿易保険制度の浸透と利用促進

- ◆ 関係支援機関や提携金融機関等との協力によるセミナー・説明会の開催などに

による貿易保険の広報活動

【目標参考値： 関係機関等との協働によるセミナー・説明会やイベントの実施・
参加回数 50 回(本店 20 回、大阪 30 回)[14 年度実績:33 回(14 年末時点)]】

◆ 中堅・中小企業に対するアプローチ強化

【目標参考値： 提携金融機関から紹介を受けた中堅・中小企業への訪問等による
面談実施 150 社(本店 75 社、大阪 75 社)
[14 年度実績:122 社(14 年末時点)]】

◆ 中小企業を対象とするバイヤー信用調書無料枠の拡大(3 件→8 件)

【目標参考値： 信用調書無料枠利用件数 500 件[14 年度実績約 400 件]】

➤ お客様ニーズの把握

継続的に貿易保険をご利用頂いているお客様への訪問等を通じたニーズの把握

【目標参考値： 訪問社数 150 社(本店 90 社、大阪 60 社)
[14 年度実績:124 社(14 年末時点)]】

➤ お客様相談窓口対応の充実

お客様総合支援グループの新設による個別ご相談の対応充実

(3)リスク管理の強化及び業務の適正確保のための体制整備

年度計画の一層の明確化・数値化と、PDCA サイクルの確立を通じて業務の適正確保を図るとともに、リスク管理体制や内部統制機能の構築等、特殊会社化を見据えた組織力強化のための体制・制度整備を着実に進める。

①リスク管理の強化

➤ コーポレートガバナンスの強化

コーポレートガバナンス委員会の設置等による、内部統制の強化とコンプライアンスの徹底に向けた総合的な取組推進(内部監査の実施、BCP の整備等)

➤ 事務フロー見直しによる事務リスクの低減

引受から証券発行に至る事務フローの見直しや保険業務のペーパーレス化・システム化等による事務リスクの低減

➤ 与信管理制度の改善等

ポートフォリオ状況・バイヤー格付状況(短期・信用)把握の精度向上を通じたバイヤー格付・与信管理制度の改善

➤ 現地調査によるカントリーリスクの把握

大型の中長期案件についてご相談を受けている国、引受残高が多額に上っている国等での現地調査の実施によるカントリーリスクの把握

➤ 保険契約における手続の明確化

保険対象となる輸出契約等と申請内容が相違していた場合における手続の明確化

②質の高いサービス提供のための専門性向上及び人材育成

- 保険業務に関する規程類等の整備
保険業務に関する規程類・内部運用ルールの体系的な整備
- カントリーリスク研修の実施（後掲）
- 海外事業資金貸付保険・海外投資保険の特約に関する研修の実施（後掲）

③保険金の的確な査定

- 的確な査定に向けた事例研究会の実施（後掲）

④内部統制の強化とコンプライアンスの徹底

- コーポレートガバナンス委員会の設置等による、内部統制の強化とコンプライアンスの徹底に向けた総合的な取組推進（再掲）

⑤情報開示を通じた業務運営の透明性の確保

- HP、アニュアルレポート等による組織・業務運営に関する情報の開示

(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化

インフラシステム輸出や中堅・中小企業支援、資源・エネルギーの安定供給源確保等、政策的重要度の高い分野への支援に引き続き積極的に取り組む。

【目標値：政策的に特に重要な中長期貸付及び投資案件の引受比率 3 割以上

目標参考値：上記該当案件 20 件目処、以下☆印のついている案件が該当】

①新たな成長戦略への対応

- インフラ案件や宇宙産業案件の適時適切な引受 【目標参考値：9 案件☆】
- 航空機保険の制度設計（再掲）

②中小企業及び農業等の国際展開支援

- 中堅・中小企業による貿易保険の利用拡大
 - ◆ 中堅・中小企業による貿易保険の利用拡大
【目標値：新規利用社数 50 社／年、目標参考値：成約件数 2,000 件】
 - ◆ 中堅・中小企業の親子ローン向け海事保険の付保
- 農業分野への取組
関係機関等との連携による農業・食品セクターへの投資・輸出支援、日本の安定的な食料調達のための海外農業・食品セクター向けファイナンス支援
【目標参考値：農業分野におけるファイナンス支援 2016 年度までに 3 案件】
- 国内再保険スキームの構築
国内の民間保険会社を元受とした再保険引受の新スキーム構築

③環境・安全技術の普及

- 先進的環境・安全技術の輸出や省エネ・環境改善に資するプロジェクトへの保険引受拡大に向けた取組
温室効果ガスの排出低減に資する設備・機器輸出やプロジェクトへの支援
【目標参考値： 7 案件☆】
- 新環境ガイドラインの適切な運用
2014 年度に改正した環境ガイドラインに関する周知の実施と、同ガイドラインの適切な運用
- OECD コモンアプローチの議論への対応
OECD コモンアプローチに係る議論への積極的な参画

④諸外国との経済連携などの強化

- 航空機分野における本邦企業参画の国際共同開発プロジェクトに係る再保険引受
米国輸出入銀行による航空機ファイナンス支援の再保険引受を通じた、本邦航空機部品産業の輸出促進支援
- 各国輸出信用機関との連携強化
BU 会合への参加やバイ協定等の各種国際会議等への開催・参加を通じた、諸外国輸出信用機関との連携強化
- OECD・IWG 会合等への対応
OECD・IWG 会合等の国際会議における輸出信用の枠組みに関する議論への参画

⑤資源・エネルギーの安定供給源確保

- 資源エネルギー案件の積極的かつ戦略的な引受
資源エネルギー政策を踏まえた、我が国の資源安定確保に貢献する資源エネルギー案件の引受
【目標参考値： 4 案件☆】

⑥東日本大震災等への対応

- 日系海外現地子会社への円滑な資金供給
運転資金支援スキームを通じた、日系海外現地子会社への円滑な資金供給

⑦引受リスクの質的・量的拡大に向けた取組

- 海外投資保険の引受拡大
自然災害等が主たるリスクである案件への付保等、海外投資保険の引受拡大
【目標参考値： 海外投資保険引受件数 140 件[14 年度実績:130 件]】

- 新興国における企業与信が困難な案件への対応
新興国における企業与信が困難な案件について、現地銀行等を経由したクレジットライン型ツーステップ・ローンによる本邦輸出の積極支援
【目標参考値： ツーステップ・ローン個別引受案件数 15 案件】
- ホスト国政府との政策対話や関係輸出信用機関・海外スポンサーとの積極的な協議・意見交換等の実施
- 契約違反リスク等、引受リスクの質的拡大
- これまで取組実績が少なかった国（アジア：インド・バングラデシュ等、アフリカ：モザンビーク・タンザニア等）向け支援

(5) 民間保険会社による参入の円滑化

①海外フロンティング契約の締結促進等

- 民間保険会社とのフロンティング協力の推進
民間保険会社とのフロンティング協力の推進
【目標参考値： フロンティング引受件数 50 件 [14 年度実績：41 件(14 年末時点)]】
- 外資系民間保険会社との再保険協力の推進
外資系民間保険会社との再保険協力の推進

②サービス提供の在り方の見直し

- 国内再保険スキームの構築（再掲）
国内の民間保険会社を元受とした再保険引受の新スキーム構築

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務運営の効率化

業務フローの見直しにより、業務の最適化を図る。また、費用支出の効率化を図りつつ、お客様へのサービス向上や特殊会社化に向けた準備のための体制整備を着実に進める。

- 業務最適化に向けた取組
申込、引受、審査等の各種業務フローの最適化、ペーパーレス・エビデンスレス化等による大幅な業務効率化の実現
- Web サービスの拡充（再掲）
企業総合保険に関する支払限度額設定手続の合理化（2017 年度内目処）
- 費用支出の効率化
 - ◆ 業務費及び一般管理費の効率的な利用の促進
【目標値： 業務費 第三期中期目標末水準以下
一般管理費 第三期中期目標末水準毎年1%削減】

- ◆ 人件費の抑制やラスパイレース指数の引下げ・適正確保に向けた取組
- 「随意契約見直し計画」に基づく取組の実施
 - 費用対効果の高い契約締結を実現する調達の推進
- 民間金融機関等への委託を通じた業務効率化
 - 民間保険会社とのフロンティング協力の推進（再掲）

(2) システムの効率的な開発及び円滑な運用

保守性や費用対効果を考慮した上でシステム開発投資を行うことを基本方針とし、これに従ってシステム開発を進めていくため、理事を責任者とした体制を構築する。

- 上記の考えに基づいた効率的なシステムの開発
 - ◆ Web 化、事務適正化のためのシステム開発(再掲)
 - ◆ 基幹システムの基盤更改（2016 年 10 月目途）
 - ◆ PC-LAN システムの更改（2016 年 1 月目途）
 - ◆ 新会計システムの円滑な導入（2015 年 8 月目処）
- システムの効率的な運用
 - 【目標値： 第四期システム保守費用 16.1 億円(第三期システム保守費用)以下】
- 情報セキュリティに関する PDCA サイクルの継続的实施
 - 政府の情報セキュリティ対策方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策の推進、業務・システムの最適化計画に関する PDCA サイクルの継続的实施
- 保険商品見直しや債権管理業務に係るシステム対応
 - 費用対効果を考慮したシステム開発

3. 財務内容の改善に関する事項

お客様に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供していくため、業務運営の効率化、保険事故債権の適切な管理及び回収の強化等を通じ、健全な財務内容を維持する。

(1) 財務基盤の充実

- (ア) 予算計画(別添1参照)
- (イ) 収支計画(別添2参照)
- (ウ) 資金計画(別添3参照)
- 適切な資金運用による健全な財務内容の維持

(2) 債権管理・回収の強化

- 回収能力の強化
 - 信用リスクに係る保険事故債権の積極的な回収
 - 【目標値： 中期目標期間の平均回収実績率:24%】

目標参考値：2015 年度 単年度回収率 7.9%、終了予定案件 16 件】

- 債権管理に関するノウハウ蓄積・フィードバックによる事故防止の取組
保険事故に関する傾向分析の実施とその結果の法人内外への情報発信

(3) 保険料率設定・積立て基準の明確化・透明化

特殊会社化と貿易再保険特別会計の廃止・承継に伴う責任準備金の算出方法に関する規程の整備等を行う。

4. 行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応

特殊会社化や貿易再保険特別会計の廃止・承継に備えて、必要な措置の検討と講じうる措置の早期着手を行う。

- 特殊会社化に向けた諸準備の推進とそのための組織・人員体制の強化
- 特殊会社化後を見据えた経営手法の導入(年度計画における目標の具体化・明確化とそれを起点とする PDCA サイクルの確立に向けた取組)
- 特殊会社化と貿易再保険特別会計の廃止・承継に伴う責任準備金の算出方法に関する規程の整備等(再掲)

5. 高い専門性を持った人材の育成(人事に関する計画)

質の高いサービスを提供するための体制整備を図るため、人材の確保・登用や能力開発を行い、職員の専門性を高める。また、専門性の高い職員が定着し、能力を発揮できるような就業環境を形成する。こうした取組の評価は、職員の声を重視して行う。

職員向けアンケートにおける満足度 【目標参考値】(注)

会社の方針・目標の徹底 60% [14 年度実績:51.6%]

仕事のやりがい 70% [14 年度実績:65.3%]

研修制度の充実 60% [14 年度実績:53.2%]

目標管理制度に基づく評価 70% [14 年度実績:—]

(注)アンケート結果において、「大いにそう思う」、「ある程度そう思う」と回答した割合

(1) 人材の確保

- 新卒者、高度な専門性を有する人材の計画的な採用

2015年度に開始する新卒採用の継続的实施

- 女性職員の活躍促進

女性職員が最大限に能力を発揮できるような職場環境の形成

【目標参考値：女性新規採用比率 40%、女性管理職比率 20% [15 年 3 月時点:]

15.2%】

➤ 仕事と家庭の両立支援制度の充実

育児休業からの早期復職等を促進するための看護休暇の拡充、介護サポート休暇の新設等

(2) 人材の養成

➤ 体系的な職員研修制度に基づく職員の専門性向上

- ◆ キャリア階層に応じた技能研修(新入職員研修、管理職・非管理職別研修)
- ◆ 職員の基本的な業務知識習得のための研修(貿易実務、財務分析等)
- ◆ 職員のキャリアアップに向けた研修(海外勤務のための語学研修、情報システム研修、財務分析高度化のための研修、国内大学院支援制度)

➤ 特定の業務分野の専門知識獲得に向けた研修の実施

- ◆ カントリーリスク研修 (再掲)
- ◆ プロジェクトファイナンス研修
- ◆ 財務・会計研修
- ◆ 的確な保険金査定に向けた事例研究会 (再掲)
- ◆ 海外事業資金貸付保険・海外投資保険の特約に関する研修 (再掲)

(3) その他

➤ 休暇取得の促進

年次有給休暇取得計画策定のルール化、管理職や年休取得率の低い者への直接指導等による年休取得の促進

【目標参考値：全職員の年次有給休暇取得7日以上】

➤ 評価制度の運用改善

目標管理制度に基づく職員評価結果の公表、評価方法及びプロセスについての職員への周知等

➤ ハラスメントの防止

セクハラ・パワハラに対する通報、調査、措置に関するマニュアル策定

(別添1)

予算計画

(単位:百万円)

区 別	貿易保険事業	合 計
収入		
業務収入	17,491	17,491
正味収入保険料	11,621	11,621
正味回収金	2,000	2,000
受取利息	3,870	3,870
その他業務収入	—	—
被出資債権からの回収金	7,619	7,619
有価証券の償還	19,737	19,737
短期借入金	—	—
計	44,847	44,847
支出		
業務支出	25,347	25,347
正味支払保険金	19,544	19,544
人件費	1,247	1,247
国庫納付金	—	—
その他業務支出	4,556	4,556
投資支出	1,785	1,785
システム開発等	1,715	1,715
その他投資支出	70	70
有価証券の取得	—	—
短期借入金返済	—	—
その他の支出	—	—
予算差異	17,715	17,715
計	44,847	44,847

(別添2)

収支計画

(単位:百万円)

区 別	貿易保険事業	金 額
費用の部		
経常費用	28,190	28,190
正味支払保険金	19,544	19,544
業務費	5,803	5,803
その他経常費用	2,843	2,843
臨時損失	0	0
計	28,190	28,190
収益の部		
経常収益	13,625	13,625
正味収入保険料	11,621	11,621
正味回収金	2,000	2,000
その他経常収益	4	4
財務利益	3,870	3,870
臨時利益	7,619	7,619
計	25,114	25,114
純利益	△3,076	△3,076

(別添3)

資金計画

(単位:百万円)

区 別	貿易保険事業	金 額
資金支出		
業務活動による支出	25,347	25,347
正味支払保険金	19,544	19,544
業務費	5,803	5,803
国庫納付金	0	0
投資活動による支出	1,785	1,785
財務活動による支出	0	0
翌年度への繰越金	83,687	83,687
計	110,819	110,819
資金収入		
業務活動による収入	13,623	13,623
正味収入保険料	11,621	11,621
正味回収金	2,000	2,000
受取利息	2	2
その他業務収入	—	—
被出資財産からの回収金	7,619	7,619
投資活動による収入	19,737	19,737
財務活動による収入	3,868	3,868
前年度繰越金	65,972	65,972
計	110,819	110,819